

子どもをみんなで育む計画

～流山市子ども・子育て支援総合計画～

中間見直し版（案）



平成30年3月

流山市

目 次



第1章 計画の見直しにあたって	3
1 計画の見直しの背景と目的	3
2 子ども・子育て支援制度の概要	4
3 計画の位置づけ	6
4 計画期間	7
5 計画の基本理念	7
6 施策の体系	8
第2章 流山市の子どもと家庭を取り巻く現状	11
1 人口動態と子ども世帯	11
2 少子化の動向	12
3 保育環境・教育環境の状況	16
第3章 事業計画	20
第4章 施策の展開	23
1 子育てを支援する地域づくり	24
2 子どもと母親（保護者）の健康づくり	33
3 子どもが健やかに成長できる教育環境づくり	41
4 子どもの安全を守る生活環境・体制づくり	52
5 男女がともに仕事と子育てを両立できる環境づくり	58
6 保護が必要な子どもへの支援体制づくり	63
第5章 計画の推進体制	70
1 計画の推進	70
2 計画の進行管理	70
3 計画の進行状況の公表	70
4 国・県への要望	70

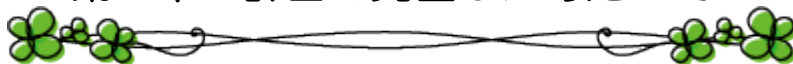
資料編.....	73
1 計画策定の経過.....	73
2 流山市子ども・子育て会議委員.....	73
3 流山市子育てにやさしいまちづくり条例.....	73
4 子ども・子育て支援事業計画策定に関するニーズ調査等の結果.....	73

第1章



計画の見直しにあたって

第1章 計画の見直しにあたって



1 計画の見直しの背景と目的

少子高齢化や核家族化の進行、女性の社会進出、雇用環境の変化、地域のつながりの希薄化、保育所待機児童の問題など、子どもや子育て家庭を取り巻く社会環境が、著しく変化している中、この環境の変化に対応するため、子どもがほしいという希望が叶い、子育てしやすい社会にしていくために、国や地域社会が一体となって、子どもや子育て家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築する目的として、平成24年8月に、「子ども・子育て関連3法」が制定され、平成27年4月から子ども・子育て支援制度がスタートしました。

平成27年度から子ども・子育て支援制度がスタートしたことに伴い、子ども・子育て支援法第61条に基づく、市町村子ども・子育て支援事業計画として位置付ける計画として、平成27年3月に、「子どもをみんなで育む計画～流山市子ども・子育て支援総合計画～」を策定しました。

計画が策定された後、本市においては、待機児童を解消すべく、更なる保育所整備の施策を推進し、平成21年度以降の認可保育所等の整備は、平成29年4月1日現在までの8年間に新設33施設を整備し、定員総数は1,669人から4,797人まで拡大しています。

更に、子育て世代の流入により、年少人口（15歳未満）は、平成21年度の21,640人から平成29年度には27,202人となり、5,562人増加しました。

しかしながら、平成29年4月1日現在、保育所の待機児童数は92人発生しており、引き続き保育需要は増えています。

また、学童クラブの需要は、保育需要と同様に増加傾向にあり、保育所整備と同様に学童クラブの整備も急務になっています。

国においては29年6月に、「待機児童解消加速化プラン」に次ぐ、新たな待機児童解消加速化プランとして「子育て安心プラン」を発表し、平成30年度から遅くとも平成32年度末までの3年間で、約22万人分の保育の受け皿を整備し、全国の待機児童の解消を目指しています。

こうしたことから、本市においては、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、計画期間の中間年における見直しを行うこととなっているため、「流山市地域福祉計画」、「流山市第5期障害福祉計画」及び「第1期障害児福祉計画」と整合させた、「子どもをみんなで育む計画～流山市子ども・子育て支援総合計画～中間年見直し版」を策定し、子ども・子育て支援の充実を図ります。

2 子ども・子育て支援制度の概要

(1) 子どものための教育・保育給付

子ども・子育て支援制度では市が給付の対象として確認した教育・保育施設、地域型保育事業者に対して、施設型給付・地域型保育給付を支給します。

■施設型給付及び地域型保育給付の対象

施設型 給付	教育・ 保育 施設	幼稚園
		保育所
		認定こども園 幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設
地域型 保育 給付	地域型 保育 事業	家庭的保育事業（定員5人以下） 家庭的な雰囲気のもと、少人数の保育を行う事業
		小規模保育事業（定員6～19人） 少人数を対象に多様なスペースで保育を行う事業
		居宅訪問型保育事業 障害など個別のケアが必要な場合などに保護者の居宅で1対1で保育を行う事業
		事業所内保育事業 会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育する事業

※地域型保育事業とは、子ども・子育て支援制度で市の認可事業として位置付けられた事業で、原則的に満3歳未満の保育を必要とする子どもを保育する事業です。

※給付の対象となる教育・保育施設を「特定教育・保育施設」、地域型保育事業を「特定地域型保育事業」といいます。

※私立幼稚園は、子ども・子育て支援制度における市の「確認を受けない幼稚園」として、現行制度どおりを選択することも可能です。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子育て家庭の実情に応じて実施する事業で子ども・子育て支援法で13事業が定められています。

地域子ども・子育て支援事業

- ① 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）
- ② 延長保育事業
- ③ 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）
- ④ 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）
- ⑤ 一時預かり事業
- ⑥ 病児保育事業（病児・病後児保育事業）
- ⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ⑧ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑨ 養育支援訪問事業その他要保護児童等の支援に資する事業
- ⑩ 妊婦健康診査
- ⑪ 利用者支援事業
- ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

(3) 保育の必要性の認定

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を支給する仕組みとなっています。

認定は次の1～3号の区分で行われます。

認定区分	対象者	主に利用する 施設・事業
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども （保育の必要性なし）	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども （保育を必要とする子ども）	保育所 認定こども園 幼稚園（預かり保育利用）
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども （保育を必要とする子ども）	保育所 認定こども園 地域型保育事業

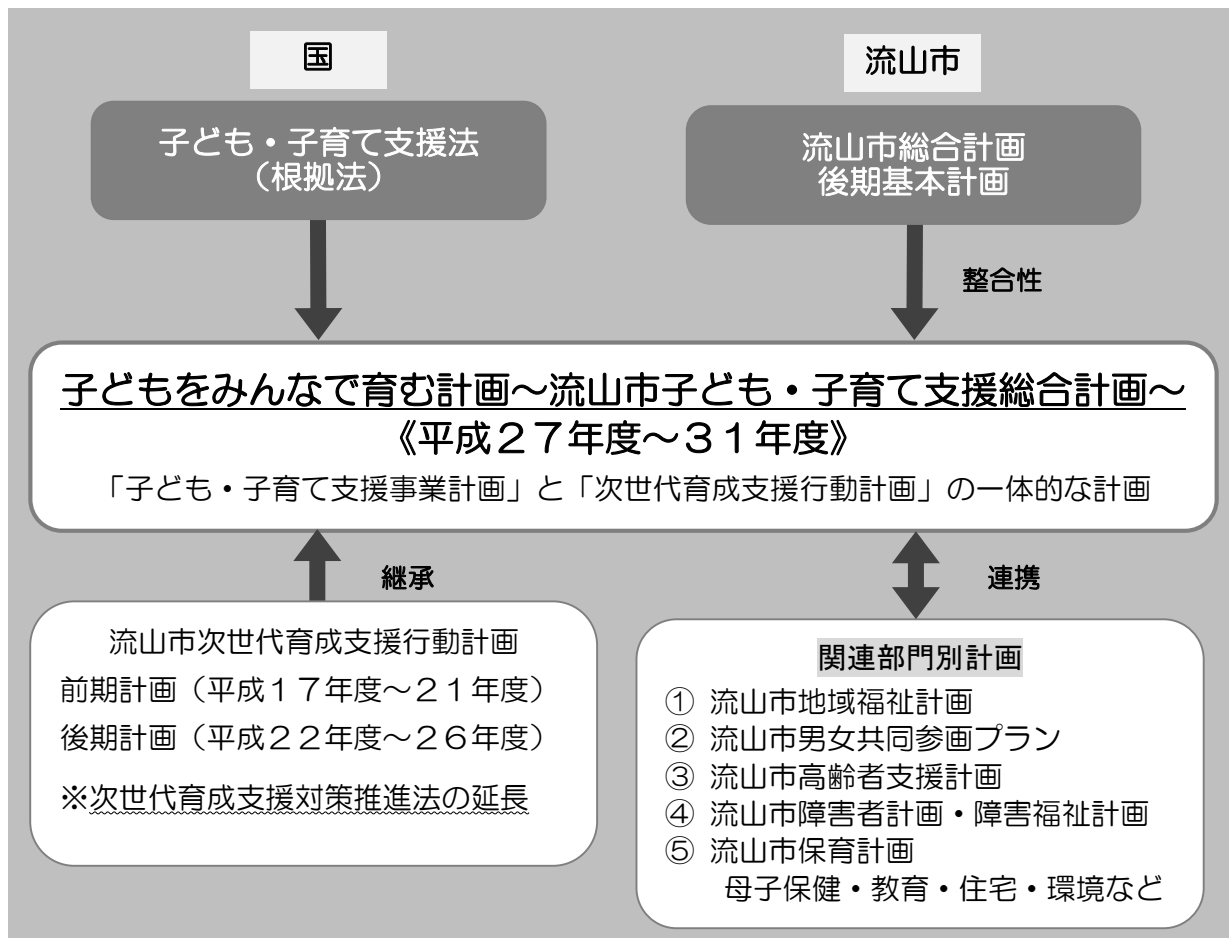
3 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法により策定が義務付けられている「子ども・子育て支援事業計画」と次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」を一体的に策定するものです。本計画の策定にあたっては子ども・子育て支援法の基本理念を踏まえる必要があります。

【子ども・子育て支援法の基本理念】

- 1 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。
- 2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
- 3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

上位計画、関連法との関係



4 計画期間

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間で1期として策定し、中間年度にあたる、本年度に計画の見直しを行います。

平成 21年度	22年度	23年度		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
見直し	次世代育成支援行動計画（後期計画）						子どもをみんなで育む計画 ※子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援行動計画の一体的な計画				
						計画 策定			見直し		

5 計画の基本理念

基本理念

「子どもの最善の利益が実現され

すべての子どもが健やかに育ち

地域全体で子育てできるまち 流山」

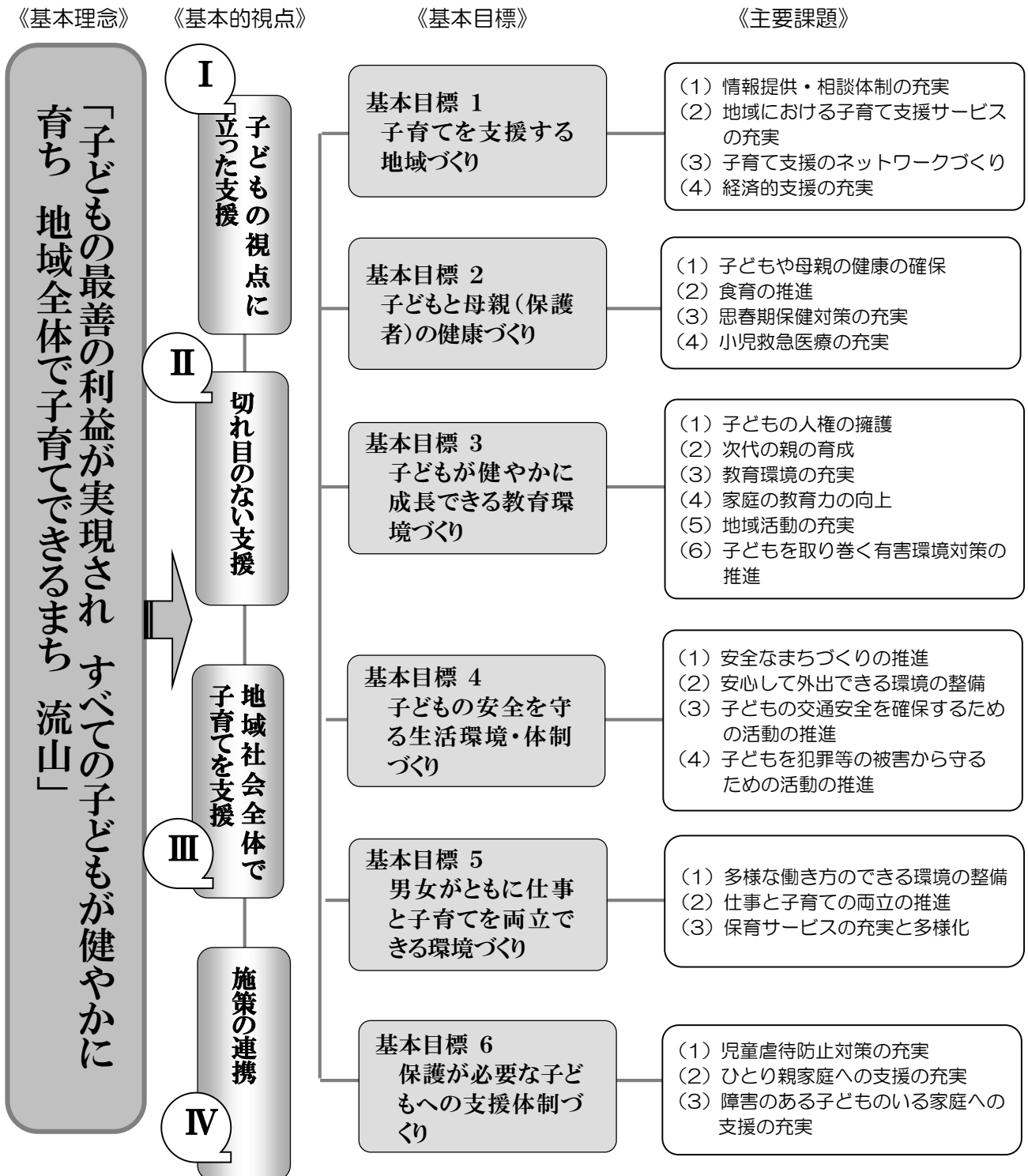
子どもの最善の利益が実現され、すべての親たちが子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような社会を築いていくことが求められています。

少子化の進行、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、待機児童問題など、様々な課題を抱える中で、次代を担うすべての子どもが健やかに育つためには、家庭での子育てを基本としながらも、地域社会全体で子育て家庭を支えていく必要があることが鮮明となっています。

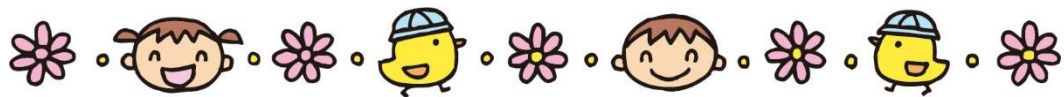
流山市は、すべての子どもと親が笑顔で過ごすことができ、各家庭が地域社会と連携、協力をしながら安心して子どもを産み育てられる社会を実現するため、「子どもの最善の利益が実現され すべての子どもが健やかに育ち 地域全体で子育てできるまち 流山」を基本理念として、子育て支援の施策を推進します。

6 施策の体系

本計画の基本理念である「子どもの最善の利益が実現され すべての子どもが健やかに育ち 地域全体で子育てできるまち 流山」の実現のため、基本目標ごとに関連する施策を以下のとおり体系づけ、総合的な取組を進めます。

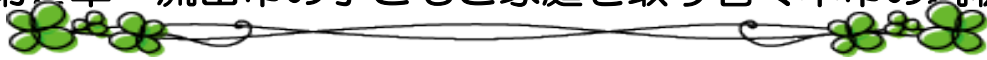


第2章



流山市の子どもと家庭を取り巻く現状

第2章 流山市の子どもと家庭を取り巻く本市の現状



1 人口動態と子ども世帯

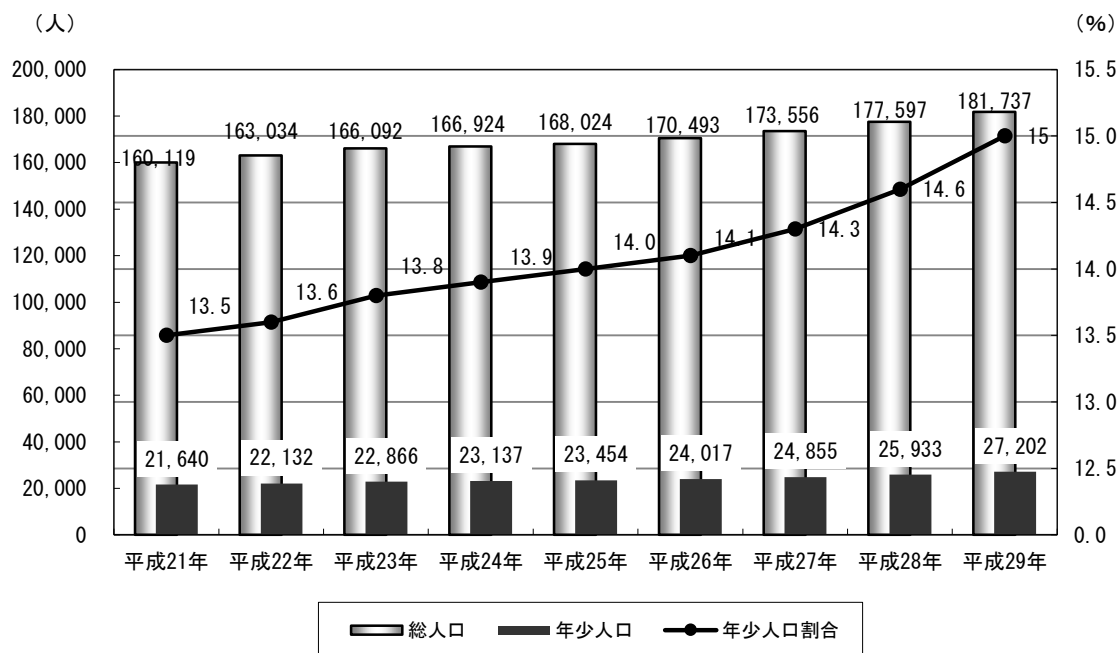
平成17年につくばエクスプレスが開業し、沿線開発に伴う駅周辺のマンションや戸建て住宅の建設が進みました。本市は住民誘致のメインターゲットを子育て世代と定め、保育園の新設・増設や送迎保育ステーションなど積極的な子育て支援施策を進めてきました。

これにより、つくばエクスプレスが開通した平成17年4月1日現在の常住人口と平成29年4月1日現在の常住人口を比較すると、約3万人の増加となり、特に、年齢別人口では30代後半から40代、0～9歳の年齢層を中心に人口が伸びており、子育て世代が増加しています。また、住民基本台帳による流山市地区別人口推移では、全体人口に占める中部及び南部地区の人口の占める割合が高くなっています。

(1) 総人口と年少人口の推移

流山市の人口は、平成29年4月1日現在、181,737人で、前年と比べて、4,140人増えていて、毎年、増加傾向で推移しています。また、年少人口（15歳未満）は、27,202人で、前年と比べて、1,269人増えていて、さらに、年少人口割合も大幅に増えています。

今後も、おおたかの森地区等の区画整理の進捗状況等の影響により、さらに、人口が増加していくことが予想されます。

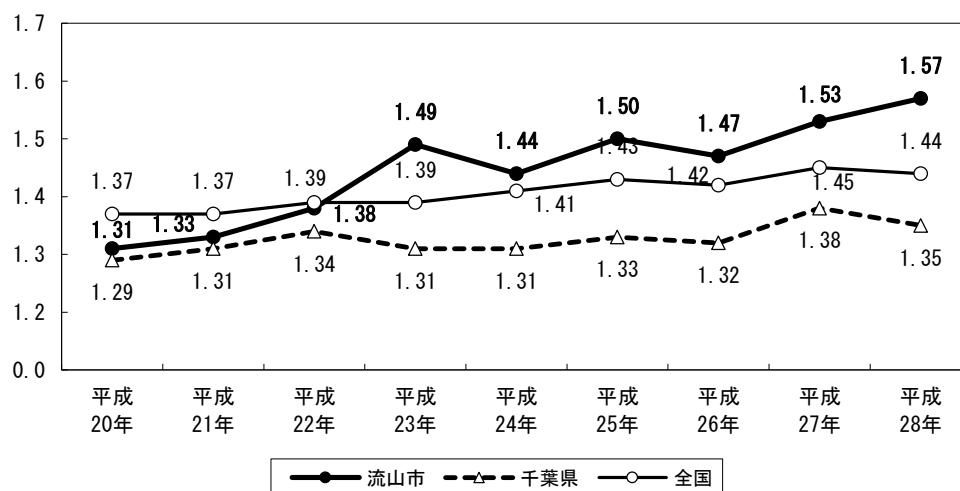


資料：千葉県 年齢別町丁字別人口（各年4月1日現在）

2 少子化の動向

(1) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率（女性が一生の間に産むと考えられる子どもの数）の推移をみると、平成28年は、1.57で、前年と比べて大幅に増加し、依然として、県及び全国の数値も上回っています。

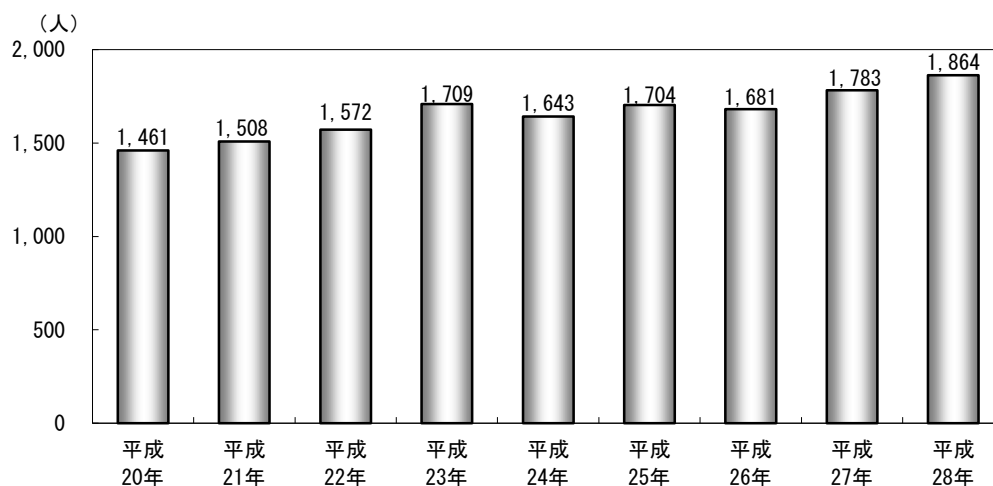


資料：千葉県人口動態統計（各年12月31日現在）

(2) 出生数、出生率の推移

① 出生数

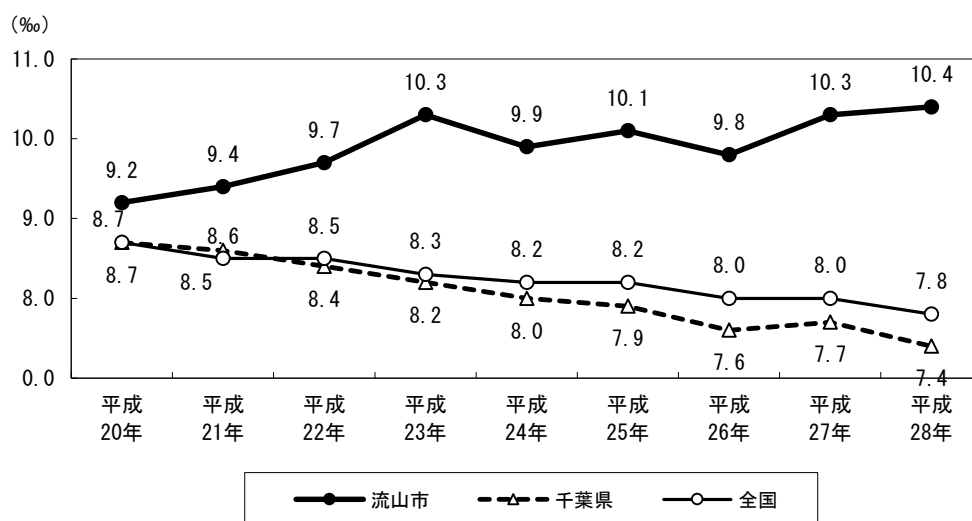
出生数の推移をみてみると、平成26年は減少に転じましたが、平成28年には、1,864人と増加し、前年度から比べると、81人も増えています。



資料：千葉県衛生統計年報（各年12月31日現在）

②出生率

出生率（人口千人あたり）の推移を県、全国と比較すると、平成28年では10.4‰（パーミル）で県及び全国を大幅に上回っています。



資料：千葉県人口動態統計（各年12月31日現在）

③母の年齢別出生数の推移

母の年齢別出生数の推移をみると、30～39歳の出生数が年々増加していることから、晩産化が進行していることがうかがえます。

単位：人

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
総数	1,709	1,643	1,704	1,681	1,783	1,864
15～19歳	8	11	11	6	5	4
20～24歳	98	75	72	63	54	82
25～29歳	448	393	407	388	423	424
30～34歳	700	672	686	708	731	777
35～39歳	388	412	448	437	485	490
40～44歳	67	80	80	77	85	85
45～49歳	0	0	0	2	0	0
50歳以上						2

資料：千葉県衛生統計年報（各年12月31日現在）

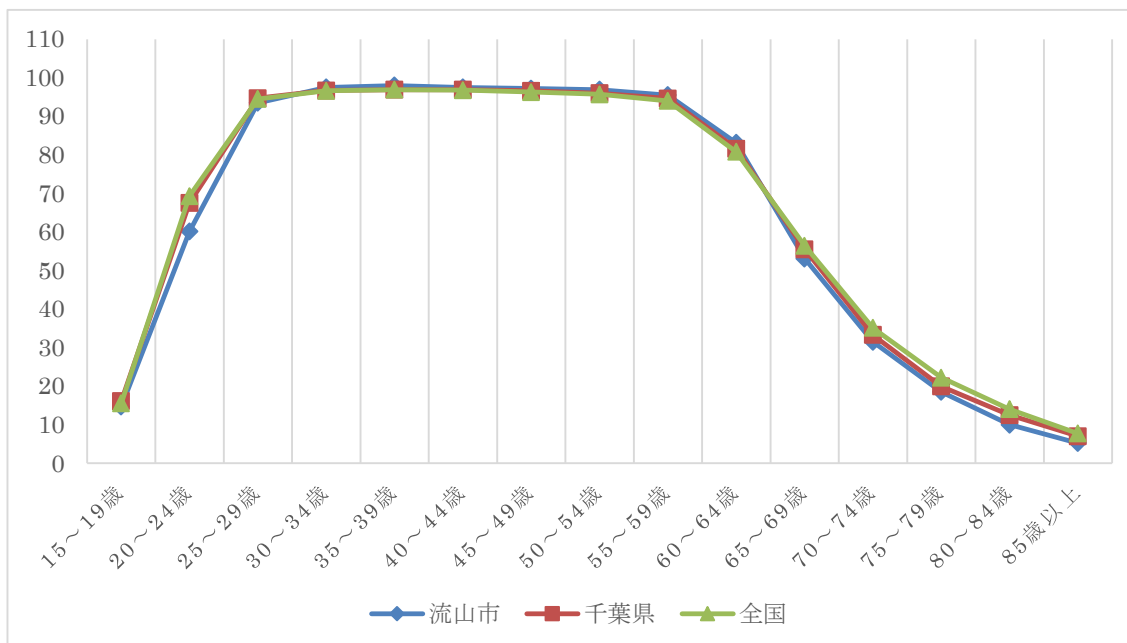
(4) 年齢別労働力率の推移と比較（男性）

国勢調査によると、平成27年時点の男性の労働力率は、主な子育て世代である35～39歳代では98%台となっており、県・全国と比べると高くなっています。

単位：％

	流山市				千葉県	全国
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成27年	平成27年
15～19歳	14.1	16.4	15.2	14.7	16.1	15.5
20～24歳	57.3	56.2	58.5	60.1	67.5	69.3
25～29歳	92.9	89.4	93.7	93.5	94.7	94.5
30～34歳	96.0	93.7	98.0	97.5	96.7	96.6
35～39歳	97.0	94.9	98.5	98.0	96.9	96.9
40～44歳	97.6	95.6	98.5	97.5	96.9	96.8
45～49歳	97.4	95.9	98.1	97.2	96.6	96.3
50～54歳	97.5	95.8	98.1	96.9	96.0	95.7
55～59歳	96.2	94.5	96.4	95.5	94.6	94.0
60～64歳	74.3	74.9	82.0	83.1	81.6	80.8
65～69歳	45.8	47.5	52.0	53.1	55.5	56.4
70～74歳	25.4	27.9	31.1	31.5	33.3	35.1
75～79歳	17.2	17.3	16.9	18.5	19.9	22.2
80～84歳	12.8	10.8	11.3	10.0	12.5	14.0
85歳以上	5.4	6.4	7.6	5.2	7.0	7.7

資料：国勢調査（各年10月1日現在）



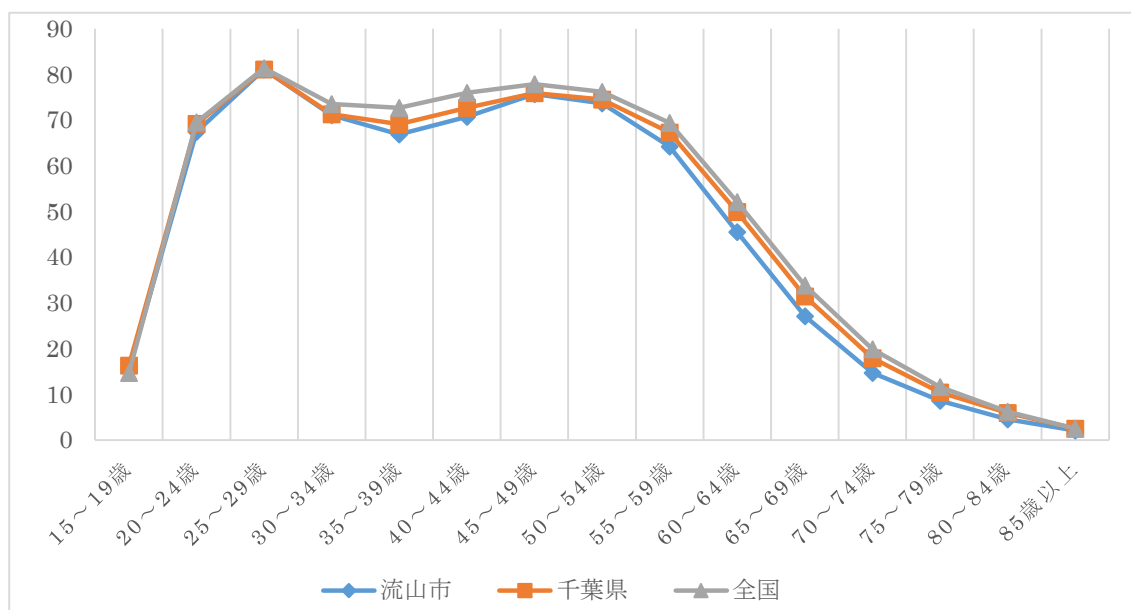
(5) 年齢別労働力率の推移と比較（女性）

国勢調査によると、平成27年時点の女性の労働力率は、県及び全国と比べると低くなっていますが、平成22年時点の労働力率と比較すると、多くの年代で増えています。

単位：％

	流山市				千葉県	全国
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成27年	平成27年
15～19歳	13.7	17.4	17.2	15.7	16.3	14.7
20～24歳	66.9	64.3	68.4	67.4	69.2	69.5
25～29歳	70.0	72.9	77.8	81.1	81.1	81.4
30～34歳	49.5	57.9	64.5	71.1	71.3	73.5
35～39歳	49.7	54.7	59.9	66.9	69.1	72.7
40～44歳	57.9	64.3	66.0	70.7	72.7	76.0
45～49歳	62.0	68.6	71.8	75.7	75.9	77.9
50～54歳	56.3	61.6	68.2	73.7	74.5	76.2
55～59歳	46.2	51.0	57.4	64.2	67.3	69.4
60～64歳	29.7	31.3	40.6	45.5	49.9	52.1
65～69歳	15.4	18.7	22.1	27.1	31.4	33.8
70～74歳	10.1	10.3	12.8	14.7	17.9	19.9
75～79歳	7.3	7.2	7.8	8.6	10.4	11.6
80～84歳	3.8	4.8	6.0	4.5	5.9	6.2
85歳以上	2.1	1.4	2.3	2.1	2.5	2.5

資料：国勢調査（各年10月1日現在）



3 保育環境・教育環境の状況

(1) 認可保育所入所児童数

認可保育所等入所児童数は、保育所数の増加に伴い、増加傾向で推移しており、平成25年度からみますと、2,075人の増加となっています。

単位：人

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
公立	入園児童数	573	562	553	557	581
	保育所数	5	5	5	5	5
私立	入園児童数	1,997	2,303	2,714	3,038	3,811
	保育所数	22	24	30	36	45
合計		2,317	2,570	2,865	3,267	4,392

各年度4月1日現在

(2) 認可保育所待機児童数（国基準）

認可保育所待機児童数は、平成28年度に大幅に増えましたが、保育所の整備を積極的に行った結果、減少に転じています。しかしながら、待機児童の解消には至っていないため、今後も、保育所整備を行っていきます。

単位：人

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
平成25年度	6	22	13	14	1	1	57
平成26年度	3	47	8	8	2	0	68
平成27年度	3	30	10	4	2	0	49
平成28年度	8	99	28	9	2	0	146
平成29年度	4	50	34	2	2	0	92

各年度4月1日現在

(3) 幼稚園の入園児童数

幼稚園の入園児童数は、近年は緩やかな増加傾向にあり、平成21年度からは160人増加しています。

単位：人

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
公立	入園園児数	57	57	61	57	57
	幼稚園数	1	1	1	1	1
私立	入園園児数	2,579	2,596	2,641	2,730	2,725
	幼稚園数	9	9	10	10	10
合計		2,636	2,653	2,702	2,787	2,782
幼稚園児数 (市民数)		3,157	3,142	3,222	3,229	3,259

各年度5月1日現在

(4) 学童クラブ（放課後児童健全育成事業）入所児童数

学童クラブの入所状況は、平成25年度から9か所の学童クラブを増設し、入所児童数も619人増加しています。保育ニーズと合わせて、今後も入所希望者が増加していくことが見込まれます。

単位：人

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
入所児童数	896	1,061	1,244	1,303	1,515
か所数	18	21	23	24	27

各年度4月1日現在

(5) 小学校・中学校の状況

在学者数の状況は、小学校、中学校とも増加傾向で推移し、保育所と合わせて、特に小学校児童数が急増しています。

単位：人

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
小学校	児童数	8,823	9,004	9,237	9,565	9,950
	学校数	15	15	15	16	17
中学校	生徒数	3,807	3,907	3,912	4,042	4,150
	学校数	8	8	8	8	9

資料：学校基本調査（各年度5月1日現在）

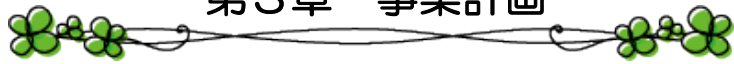


第3章



事業計画

第3章 事業計画



《調整中》

第4章



施策の展開

第4章 施策の展開

本計画では、次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価結果や、ニーズ調査、パブリックコメントなどの意見を生かしながら、様々な子育て支援施策を展開します。なお、計画期間中には、必要に応じて新たな事業も実施し、当該計画を推進します。また、子どもをみんなで育む計画期間中（平成27年度～平成31年度）に教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の関連事業を含む、下記の事業を重点的に取り組みます。

重点的に取り組む事業については、次世代育成支援行動計画（後期計画）における評価及び取り組み状況、流山市総合計画（後期基本計画）との関係性、市民のニーズや子ども・子育て会議での審議を踏まえ選定し、本章で★をつけて記載しています。

基本目標	事業番号	事業名
1 子育てを支援する 地域づくり	1	子育て及び家庭教育情報の提供
	2	子育て支援総合窓口事業
	8	保育所
	9	送迎保育ステーション
	10	地域子育て支援センター
	12	幼保一元化
	15	学童クラブ施設
	16	療育施設
	20	ファミリー・サポート・センター
2 子どもと母親（保護者）の健康づくり	36	乳幼児健康診査
	41	養育支援訪問事業・産褥期ヘルパーの情報提供
3 子どもが健やかに 成長できる教育環境づくり	52	相談・カウンセリング
	55	幼児教育に関する研究・研修
	67	家庭教育講座
4 子どもの安全を守る 生活環境・体制づくり	83	公園の整備・充実
	86	防犯対策の充実
	93	関係機関、団体との情報交換
5 男女がともに仕事と 子育てを両立できる 環境づくり	106	延長保育
	110	病児・病後児保育
	112	障害児保育
	113	学童クラブの活用
6 保護が必要な子ども への支援体制づくり	117	虐待に関する相談の充実
	118	児童虐待防止のための連携強化
	119	ひとり親家庭相談
	123	療育指導・機能訓練

1 子育てを支援する地域づくり

基本目標 1

子育てを支援する 地域づくり

(1) 情報提供・相談体制 の充実

- ★ 1 子育て及び家庭教育情報の提供
- ★ 2 子育て支援総合窓口事業
- 3 子育てガイドブックの発行
- 4 各種相談
- 5 地域子育て相談
- 6 各種相談の連携
- 7 相談担当職員の充実及び適正配置

(2) 地域における子育て 支援サービスの充実

- ★ 8 保育所
- ★ 9 送迎保育ステーション
- ★ 10 地域子育て支援センター
- 11 保育所の多機能化
- ★ 12 幼保一元化
- 13 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
- 14 児童館・児童センター
- ★ 15 学童クラブ施設
- ◎ 1 夏休みの学校開放による「子どもの居場所づくり」試行事業
- ★ 16 療育施設
- 17 市主催事業における託児サービス
- 18 家庭的保育事業
- 19 赤ちゃんほっとスペース

(3) 子育て支援のネッ トワークづくり

- ★ 20 ファミリー・サポート・センター
- 21 子育てグループの支援

(4) 経済的支援の充実

- 22 児童扶養手当
- 23 児童手当
- 24 特別児童扶養手当
- 25 障害児福祉手当
- 26 子ども医療費の助成
- 27 未熟児養育医療の給付
- 28 ひとり親家庭等医療の助成
- 29 保育所保育料負担の適正化
- 30 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 31 公・私立幼稚園児への就園補助等
- 32 特別支援教育就学奨励費補助
- 33 就学援助・奨学金
- 34 入学準備金の貸付

(1) 情報提供・相談体制の充実

【現状と課題】

近年では、核家族化や少子化の進行、地域との関わりの希薄化により、子育てに関する知識が継承されにくくなっています。そのため、孤立し子育てに不安を抱えている親が増加しています。

今後は、市民にとって利用しやすい情報の提供や相談体制を充実することが課題となっています。

- 事業内容
- ◎ 改善策
- 今後の方向性

【具体的事業】

事業名	事業内容	担当課
★ 1 子育て及び家庭 教育情報の提供	■子育てに関する各種情報・講座・教室の案内等の情報を、広報や情報誌、ホームページ等で的確に提供できるよう努めます。 ・「まなびの森」のホームページ公開 ・児童館・児童センター活動パンフレット ・ホームページの活用 ・子育て支援団体のパンフレットの活用 ・保育所案内 ・子育て広報紙「ひだまりぽかぽか」(隔月)発行	子ども家庭課 公民館 生涯学習課 保育課
	◎改善策 ・ホームページの内容が分かりやすく使いやすくなるように工夫します。(子ども家庭課) ・公民館などでのイベント時に配布できるよう手配します。(公民館) ・公共施設で行っている講座の情報を更新し、内容を充実させます。(生涯学習課) ・今後は、内容について精査・工夫し、さらに市民にわかりやすい情報提供に努めます。(保育課)	
	□今後の方向性 ・今後も子育て支援情報の提供を行い、分かりやすく使いやすい情報提供に努めます。(子ども家庭課) ・引き続き的確な情報提供に努めます。また、若い親が情報ツールとすることが多い、携帯電話のインターネット機能を駆使した情報発信などを視野に、さまざまなメディアを使って、よりの確かかつ迅速に子育て情報を提供します。(公民館) ・子育て情報を含む生涯学習情報の情報提供を随時受け付け発信できるよう情報の拡充に努めます。(生涯学習課) ・今後も市民にとって、分かりやすく使いやすい子育て情報の提供に努めます。(保育課)	

事業名		事業内容	担当課
★ 2	子育て支援総合 窓口事業	■子どもや保護者が、幼稚園や保育所、認定こども園等の施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるように、情報の収集・提供を行い、必要に応じて相談・助言をするとともに、関係機関との連絡調整を行います。	子ども 家庭課
		◎改善策 市役所窓口だけではなく、支援センター等に出向いて、相談に応じる機会を増やすように努めます。	
		□今後の方向性 平成27年度に新設することから、各関係機関との連携や情報収集を行い、市民のニーズに応じた子育て支援メニューを提供することに努めます。	
3	子育てガイドブ ックの発行	■子育てに関係する様々な情報を提供し、子育て家庭を支援するため、「子育てガイドブック」を発行します。	子ども 家庭課
		◎改善策 子育てガイドブックをリニューアルし、子育てマップを挟み込み、カラーで分かりやすい情報提供に努める。	
		□今後の方向性 今後も継続して最新の子育て情報の提供に努めるべく、毎年度「子育てガイドブック」を作成します。	
4	各種相談	■育児相談、児童相談、教育相談など、各種相談事業を充実させます。 - 家庭児童相談 - ことばの相談 - 教育相談 - 療育相談 - スクールカウンセラーの配置 - 子育てサロンにおける相談	子ども 家庭課
		□今後の方向性 - 今後も継続して事業を実施します。特に、近年急増している児童虐待に関する相談を通じて、関係機関と連携を図りながらその防止に努めます。（子ども家庭課） - 生涯学習専門員、助産師、保健師など、専門家が参加した異世代交流の場の提供などを通して、より気軽に相談できるように図ります。（公民館） - 継続して支援が必要なケースもあり、相談件数も増加傾向のため、今後も継続して相談体制の充実に努めます。（指導課） - 障害の早期発見、早期支援に努めるため、療育相談事業を継続します。（児童発達支援センター）	公民館 指導課 児童発達支援 センター
5	地域子育て相談	■保護者が子育ての悩みなどを気軽に相談できるよう、地域子育て支援センターを核として、保育所等を有効に活用し、相談体制の充実に努めます。	子ども 家庭課
		◎改善策 今後も引き続き、市内各保育所等にて、入所児童及び園開放等で来所した保護者に、子育ての悩み等の相談に応じていく。（保育課）	保育課
		□今後の方向性 - 子育て相談を継続し、保護者の育児に関する不安の軽減に努めます。（子ども家庭課） - 市内各保育所等において子育て相談をしやすくなるよう地域との交流に努めます。（保育課）	

事業名		事業内容	担当課
6	各種相談の連携	■各種相談窓口と保健所、児童相談所、民生・児童委員、地域子育て支援センターや保育所、学童クラブなど関係機関等との連携の強化を図ります。また、関係機関によるケース検討会議を開催します。 ・ケース検討部会（定例会、臨時検討会議）	子ども家庭課
		◎改善策 ・今後も、的確に情報を把握し、個別ケース会議を開催します。（子ども家庭課） ・ケース検討会議は、事前に各機関が持つ情報を整理、共有したうえで実施します。（健康増進課）	健康増進課
		□今後の方向性 ・要保護児童に対する支援は、今後ますます重要性が増すことが考えられるため、引き続き連絡会議を開催し、各種相談の連携に努めます。（子ども家庭課） ・平成27年4月から運営する児童発達支援センターにおいて、関係機関等との協力により児童の支援方針を決定するなど、今後も障害児及びその保護者からの相談を継続します。（児童発達支援センター） ・今後も、対象児への支援と相談体制づくりに努めます。また、それ以外の相談においても、関係部署と連携を取りながら、必要に応じ今後も検討会を開催していきます。（健康増進課） ・今後も、公立保育所所長会議、民間保育所協議会を活用して情報を共有し、緊急時に速やかに対応ができるよう関係機関との連携を強化します。（保育課） ・学童クラブ指定管理者連絡協議会及び小学校・学童クラブ・教育総務課の三者協議を活用して情報を共有し、緊急時に速やかに対応ができるよう関係機関との連携を強化します。（教育総務課）	保育課 教育総務課
7	相談担当職員の充実及び適正配置	■保護者の子育て相談に的確に対応できるよう、相談担当職員の知識・能力の向上を図るとともに、職員の適正配置に努めます。	子ども家庭課
		◎改善策 ・引き続き、研修会に積極的に参加し、的確に保護者等のニーズに努めます。（子ども家庭課） ・健診後の全体での情報共有及び事例検討後、専門職ごとのカンファレンスを行い、より詳しい事例検討を行い、スキルを高めます。（健康増進課） ・今後も県及び関係機関が実施する各種研修に参加し、保育士の資質向上に努めます。（保育課）	児童発達支援センター 健康増進課
		□今後の方向性 ・各種相談に対する即応体制を確保し的確なニーズ対応を図るため、事業を継続します。（子ども家庭課） ・医師などの専門家による療育相談を行い、相談支援専門職員によりサービス利用計画等を作成し、事業を実施していきます。（障害者支援課） ・今後も事業を継続し、職員だけでなく臨時職員も含めた相談担当者の知識及び能力の向上に努めます。（健康増進課） ・研修等を活用し、保育士の資質向上に努めます。（保育課）	保育課

(2) 地域における子育て支援サービスの充実

【現状と課題】

女性の社会進出に伴う共働き世帯の増加等により、保育サービスや学童クラブなどの子育て支援に関するニーズが高まっています。

全ての子育て家庭を社会全体で支援していくために、利用者のニーズを踏まえた多様な子育て支援サービスの充実が求められています。

新規に、「夏休みの学校開放による「子どもの居場所づくり」試行事業」を実施します。

- 事業内容
- ◎ 改善策
- 今後の方向性

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
★ 8	保育所	■ 保育需要は、おおたかの森地区及び南流山地区の開発の状況を踏まえ、増加を続けることから、待機児童解消のため、保育所の適正な配置に努めます。	子ども 家庭課 保育課
		◎ 改善策 ・ 待機児童を解消するために、認可保育所や小規模保育事業所を整備します。また、保育の質の向上に努めます。(子ども家庭課・保育課)	
		□ 今後の方向性 ・ おおたかの森地区や南流山地区の整備を進めるとともに、将来の保育需要が減少することも想定し、高齢者施設等の施設への転換も念頭に置き、施設整備を進めます。	
★ 9	送迎保育ステーション	■ 送迎保育ステーションを利用し、市内の保育所まで送迎することにより、保育所利用者の利便性の向上を図ります。	保育課
		◎ 改善策 ・ 認可保育所の新設に伴い、今後も本事業のニーズが増え続けることから、今後も安全に児童の送迎ができるような体制を維持していきます。	
		□ 今後の方向性 ・ 本事業は待機児童解消策の手法の1つであり、保育需要の状況を踏まえ、事業の継続を研究していきます。	
★ 10	地域子育て支援センター	■ 子育てに関する相談、情報の提供、子育てグループの支援や各種サービスの提供など、子育て家庭を総合的に支援する地域子育て支援センターを充実します。	子ども 家庭課
		◎ 改善策 ・ 保育所に併設していない子育て支援センターの設置を検討します。	
		□ 今後の方向性 ・ 今後もサービスの充実を図ります。また、子育て支援センターの職員研修を継続し、職員の質の向上に努めます。	
11	保育所の多機能化	■ 身近な場所で子育てに関する相談や育児講座、子育て中の親の交流などを行う拠点として、園開放の回数を増やす等、保育所等の多機能化を推進します。	保育課
		◎ 改善策 ・ 今後も継続して園開放等を行い、さらに回数を増やす等子育て中の保護者及び児童との交流を積極的に図ります。	
		□ 今後の方向性 ・ 今後も園開放等を推進し、ニーズに応じた保育サービスの充実に努めます。	

事業名		事業内容	担当課
★ 12	幼保一元化	■幼稚園と保育所の内容接近化が求められる中、幼保一元化施設の設置を進めていきます。	子ども家庭課
		◎改善策 ・引き続き、幼稚園等に認定こども園への移行を働きかけます。(子ども家庭課)	指導課
		□今後の方向性 ・教育と保育の両方のニーズに対応できるよう、今後の子育て支援を向上させる施策として、認定こども園の整備を進めます。(子ども家庭課・保育課) ・幼児教育支援センターにおいて引き続き、今後も国の動向を見ながら、幼保小関連教育の研究を進めています。(指導課)	保育課
13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	■特定教育・保育施設等への民間事業者の参入、多様な事業者の能力を活用した設置・運営を促します。	子ども家庭課
		◎改善策 ・今後も国の動向をみながら、事業者の意向を確認していきます。(子ども家庭課・保育課)	保育課
		□国の動向及び市内の事業者の意向を踏まえて検討します。(子ども家庭課・保育課)	
14	児童館・児童センター	■地域における子どもの健康の増進と情操を育むため、児童館・児童センターを設置しています。	子ども家庭課
		□今後の方向性 ・子育て支援の拠点として、幼児活動、相談事業、遊びの指導に努めます。	
★ 15	学童クラブ施設	■放課後の留守家庭の児童の健全な育成を図るため、学童クラブの充実を図ります。	教 育 総務課
		◎改善策 ・今後も継続して、新たな施設の整備や学校教室を活用することで、需要の増加に対応します。	
		□今後の方向性 ・学童需要が大幅に増加する中で、安全な保育が提供できる環境を整備していきます。	
新 1	夏休みの学校開放による「子どもの居場所づくり」試行事業	■学校の夏休み期間、保護者が就労等で家を留守にする家庭の小学生に対して、学校施設の一部を使用し、試行的に夏休みの子どもの居場所として提供します。	公民館
		□今後の方向性 ・試行事業を通じて課題等を分析し、継続拡大について検討します。	
★ 16	療育施設	■障害のある児童の自立支援のため、児童発達支援センターの充実を図ります。	児童発達支援センター
		□今後の方向性 ・療育施設の充実のため、つばさ学園を平成27年4月から児童発達支援センターとして位置付けます。	
17	市主催事業における託児サービス	■乳幼児のいる親が、各種講座等、市の主催する事業へ参加できるよう、開催場所において、一時保育等の託児サービスを推進します。	公民館 子ども家庭課
		□今後の方向性 ・引き続き安全な託児を心がけ、子育て中の保護者が安心して講座へ参加できるよう努めます。(公民館) ・保育ボランティアの派遣を通して、市の主催事業への参加を支援します。(子ども家庭課)	

事業名		事業内容	担当課
18	家庭的保育事業	■両親の就労等で保育に欠け、かつ、保育所に入所できない3歳未満児を、市が認定した家庭的保育事業者が居宅で保育します。 □今後の方向性 ・新制度における位置付けが明確になったため、今後、保育所整備を進めるとともに、保育者の確保に努めます。	子ども家庭課
19	赤ちゃんほっとスペース	■安心して赤ちゃんと外出できるよう、オムツ替えや授乳等が気軽にできる場所（施設）を提供するため、保育所や児童館・児童センターなどの公共施設を中心に「赤ちゃんほっとスペース」を設置します。また、「赤ちゃんほっとスペース」以外の施設でも子ども連れの親に配慮した施設整備を進めます。 □今後の方向性 ・子ども連れの親が気兼ねなく外出できるよう、今後も市内各施設への設置や設置についての周知を促進します。	子ども家庭課

(3) 子育て支援のネットワークづくり

【現状と課題】

核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに関する親族や知人の協力を得ることが難しく、家庭における育児の負担が重くなっています。

安心して子育てができるために、地域の子育て中の親同士が交流できる機会の提供や、NPO等との協働による子どもの預かりなどの子育て支援を充実していくことが求められています。

- 事業内容
- ◎ 改善策
- 今後の方向性

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
★ 20	ファミリー・サポート・センター	■仕事と育児の両立のため、育児を必要とする市民が、育児を提供できる市民から、子育て支援を受けられるファミリー・サポート・センター事業を推進します。 ◎改善策 ・提供会員確保のため、1日研修会を開催します。 □今後の方向性 ・仕事と家庭の両立支援に関する援助を推進するため、今後も継続して、事業の推進に努めます。	子ども家庭課
21	子育てグループの支援	■地域子育て支援センターや身近な児童館、児童センターなどを利用し、子育てグループの支援の強化に努めます。 ◎改善策 ・引き続き、子育てグループの支援を行うとともに、子育て支援に関心のある方々や子育て支援員研修修了者などが地域で活動を行う際に支援します。 □今後の方向性 ・今後も乳幼児グループの活動を支援し、親同士の交流を促進します。また、子育て支援に関心のある方々のネットワークづくりを支援します。	子ども家庭課

(4) 経済的支援の充実

【現状と課題】

少子化の進行の原因のひとつとして、経済的な理由が挙げられます。子どもが生まれてから社会人になるまでにかかる教育費等の子育て費用が大きな不安になっています。

多くの家庭が安心して子どもを産み育てていけるよう、子育て世帯の経済的負担を軽減することが課題となっています。

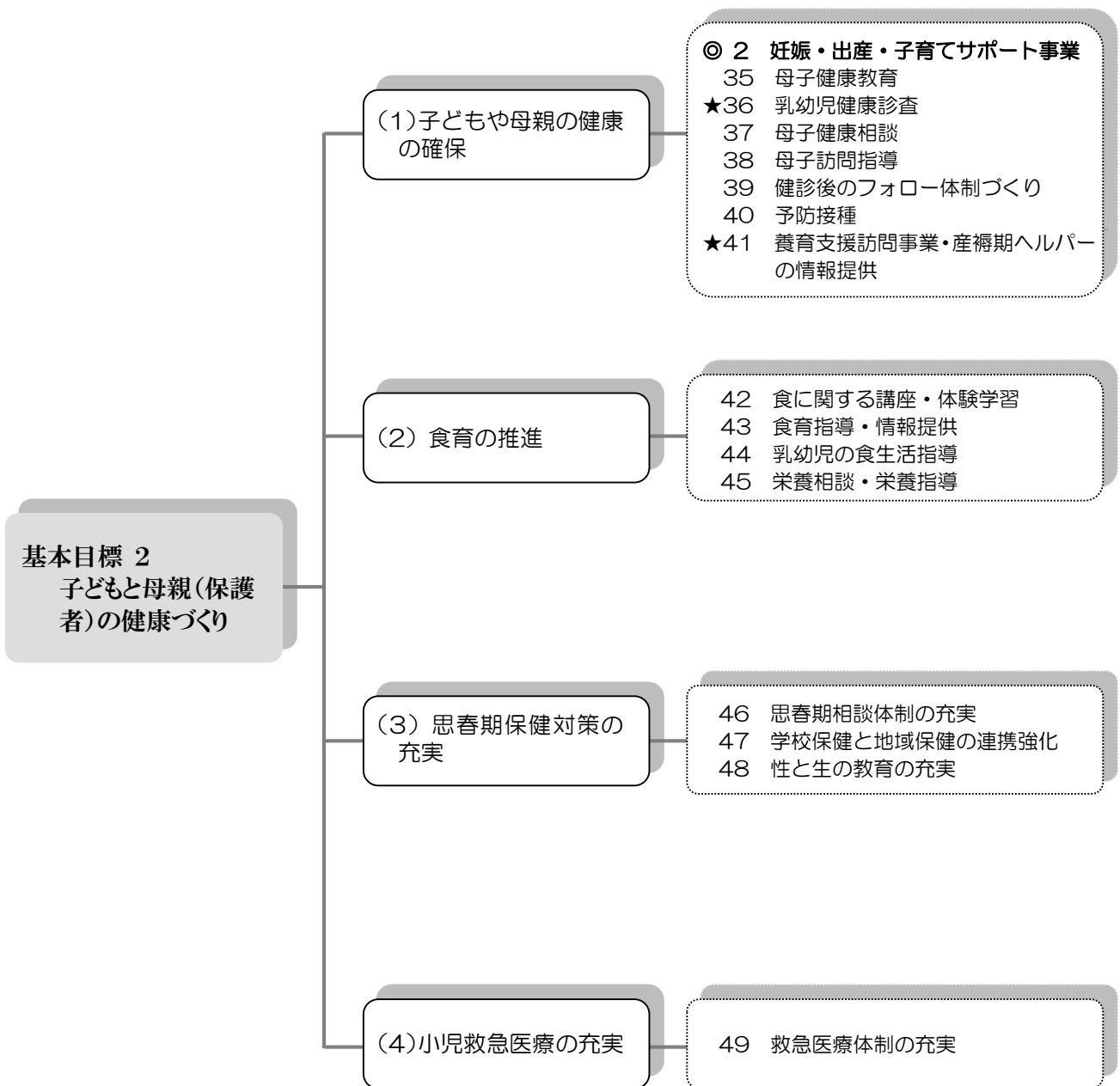
- 事業内容
- ◎ 改善策
- 今後の方向性

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
22	児童扶養手当	■離婚、死亡等により、父又は母と生計が同じでない18歳までの児童（18歳を迎えた最初の3月31日までの児童）を養育している方の生活の安定と自立を促進するため、当該家庭に支給します。 □今後の方向性 ・引き続き手当の支給を行います。	子ども家庭課
23	児童手当	■家庭生活の安定と児童の健全な育成を図るため、中学校3年生までの児童を養育している方に支給します。 □今後の方向性 ・引き続き手当の支給を行います。	子ども家庭課
24	特別児童扶養手当	■20歳未満の心身に障害のある児童を監護している親、あるいは養育者に支給します。 □今後の方向性 ・引き続き手当の支給を行います。	障害者支援課
25	障害児福祉手当	■20歳未満で心身に重度の障害があり、障害の程度が基準を満たす児童に支給します。 □今後の方向性 ・引き続き手当の支給を行います。	障害者支援課
26	子ども医療費の助成	■中学校3年生までの子どもが病気などで保険診療を受けた場合、その医療費の一部を助成します。 □今後の方向性 ・今後も中学生までの通院・入院に対する医療費の助成を継続します。なお、自己負担金の無料化については、県補助金の拡大など市の財政状況等を勘案し検討します。	子ども家庭課
27	未熟児養育医療の給付	■乳児及び保護者の保健衛生の向上を図るため、入院養育が必要な未熟児に対して医療給付を行います。 □今後の方向性 ・引き続き事業を実施し、未熟児及びその家庭を支援します。（子ども家庭課）（健康増進課）	子ども家庭課 健康増進課
28	ひとり親家庭等の医療費の助成	■18歳までの児童（18歳を迎えた最初の3月31日までの児童）を養育する母子、父子家庭等及びその児童が、医療費の保険給付を受けた場合、その自己負担額の一部を助成します。 □今後の方向性 ・今後も本事業を継続して実施します。本事業の現物給付化については、市単独ではなく、子ども医療費助成制度と同様県下市町村と歩調を合わせて実施することを前提に検討します。	子ども家庭課

事業名		事業内容	担当課
29	保育所保育料負担の適正化	■保護者等が適正な負担となるよう、低所得世帯等に配慮した、保育料の適正化を図ります。 □今後の方向性 ・今後も継続して安定的な保育所運営を行うために適正な保育料を設定し、保護者の負担増だけにならないよう検討します。	保育課
30	実費徴収に係る補足給付を行う事業	■保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成します。 ◎改善策 ・国や近隣市の動向をみながら、必要に応じて、補足給付を検討します。 □国の動向を勘案しながら、利用者の負担軽減に努めていきます。（子ども家庭課・保育課）	子ども家庭課 保育課
31	公・私立幼稚園児への就園補助等	■3、4、5歳児を幼稚園に通園させている保護者に対し、就園奨励費・園児補助金を支給します。また、授業料等減免措置を行います。 □今後の方向性 ・今後も引き続き保護者の負担軽減を図るため、助成措置を継続します。なお、園児補助金については、他市の状況等を踏まえながら額の改定を検討します。また、今後も事業の継続を図り、生活保護世帯、市民税非課税世帯及び市民税所得割非課税世帯又は、小学校3年生以下の児童もしくは、2人以上の園児がいる世帯については、授業料等の減免措置を行います。	保育課
32	特別支援教育就学奨励費補助	■特別支援学級に就学する児童・生徒の保護者に対して、就学奨励事業を行います。 □今後の方向性 ・今後も事業の継続を図り、特別支援学級へ就学する児童・生徒の保護者（申請に係る世帯の所得状況に応じて支給制限あり）の経済的負担を軽減するため、特別支援学級への就学のために必要な経費の一部を助成します。	学校教育課
33	就学援助・奨学金	■経済的理由により就学困難と認められる児童・生徒の保護者への援助を行います。 高等学校等に在学する生徒で、学費の支払いが困難な生徒に奨学金の給付を行います。 □今後の方向性 ・国における「高等学校等就学支援金」制度が行われているため、今後については、検討していきます。（教育総務課） ・今後も事業の継続を図り、経済的理由により就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、流山市就学援助規則に則り、学用品費や給食費などの援助を行います。（学校教育課）	教育総務課 学校教育課
34	入学準備金の貸付	■高等学校等に入学を希望する保護者に、無利子で貸付します。 □今後の方向性 ・今後も入学準備金の貸付について、市のホームページや広報紙により情報提供に努めるとともに、入学準備金の調達が困難な保護者に対し、教育の機会均等を図ります。	教育総務課

2 子どもと母親（保護者）の健康づくり



(1) 子どもや母親の健康の確保

【現状と課題】

全ての子育て家庭が安心して子どもを産み育てるためには、子どもや母親の健康の確保が重要であり、妊娠や出産期、乳幼児期までの健康診査や訪問指導が重要です。

また、女性にとって短期間に大きな心身の変化が起こる妊娠や出産期は、不安が大きいことから、両親学級や育児に関する助言を行い、精神的な負担を軽減することも大切です。今後も子どもや母親に対する相談体制や支援体制を充実させる必要があります。

新規に、「妊娠・出産・子育てサポート事業」を実施します。

- 事業内容
- ◎ 改善策
- 今後の方向性

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
新 2	妊娠・出産・子育てサポート事業	■妊娠や子育てに関する不安、孤立化等からの相談件数も増えている本市の現状を踏まえ、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、母子健康手帳交付時やその後の電話や訪問時に、保健師などによる面接を強化します。心身に不安を抱える方には、妊娠期から出産・産後・子育て期までの支援計画を作成し、他機関と連携しながら妊産婦をケアサポートする「切れ目のない支援体制」を構築します。 また、出産後、心身の不調や育児不安のある母子に対し、母体及び乳児のケア・育児サポートなどを行う「産後ケア」を医療機関などに委託し実施します。	健 康 増進課
		□今後の方向性 ・児童福祉分野の支援拠点と両輪の支援体制を構築します。	
35	母子健康教育	■妊産婦、乳幼児の健康の保持増進の支援を行います。また、「命の大切さ」をテーマとした思春期教育を実施します。 ・妊婦一般健康診査 ・ハローベビー（両親学級） ・むし歯予防教室 ・離乳食教室	健 康 増進課
		◎改善策 ・妊娠期からの知識の普及については、医療機関等が、土日等で開催する教室や講座を共催・後援し、多くの方に知識の普及が行えるよう、開催について周知します。	
		□今後の方向性 ・今後も事業を継続し、妊娠期からの知識の普及や、安全安心な出産と育児のための支援及び、父親の育児参加を促進する事業の実施に努めます。 妊娠期から関わりを持つことで、必要な方への継続的な支援を図るとともに、出産後は、乳幼児に食生活や歯科などに関する事業を実施し、母子への支援を行っていきます。	

事業名		事業内容	担当課
★ 36	乳幼児健康診査	■定期健康診査により、疾病や発達障害の早期発見と予防に努めます。また、子育て情報の提供により、子育て中の親の孤立化を防ぎます。 ・乳児一般健康診査（3～6か月児、9～11か月児） ・3か月児、1歳6か月児、3歳児健康診査	健 康 増進課
		◎改善策 ・医師会の協力を要する休日の乳幼児健康診査の実施は現状困難ですが、1歳6か月児・3歳児健康診査での、安全性の確保及び待ち時間を少なくするための対応等について検討していきます。	
		□今後の方向性 ・今後も事業を継続し、疾病や発達障害の早期発見及び情報の提供を含めた子育て支援に努めます。また、各乳幼児健康診査の未受診者に対する訪問等により、把握した情報について、各関係機関との共有と連携を図っていきます。	
37	母子健康相談	■育児、栄養、運動、歯等、健康なライフスタイルの確立と母子への支援を図るため、いつでも気軽に相談できる体制づくりに努めます。 ・育児相談 ・健康相談	健 康 増進課
		◎改善策 ・育児相談については、対象者の増加に伴い、開催回数の増加等、事業内容の見直しを行っていきます。また、継続した支援体制について検討していきます。	
		□今後の方向性 ・今後も事業を継続し、子どもの健康について、いつでも気軽に相談できる体制づくりに努め、乳幼児健康診査後の確認を含めた、母子への支援を行います。	
38	母子訪問指導	■訪問指導によって、妊娠、出産、育児の不安の解消を図り、健康の保持、増進に努めます。特に、若年及び高齢妊産婦への支援を図ります。 ・妊産婦、新生児訪問指導 ・乳幼児訪問指導	健 康 増進課
		◎改善策 ・今後も新生児・低体重児連絡票で妊産婦新生児訪問を希望していただけるよう妊娠中からの周知に努めます。妊産婦・新生児訪問と乳児家庭全戸訪問により、全数把握に努め、支援が必要な方に対しては、早期に支援を行います。	
		□今後の方向性 ・今後も訪問指導により、健康の保持や育児不安等の解消を図り、支援の必要な対象者を早期に把握し、養育支援訪問事業等、他の事業と連携をとりながら継続的支援に努めます。	

事業名		事業内容	担当課
39	健診後のフォロー体制づくり	■発達等、心配のある乳幼児への専門的アドバイスと、適切な対応を図ります。 ・発達・健康・心理相談 ・幼児グループ指導 ・乳幼児ケース検討 ◎改善策 ・今後も、関係職種と情報共有し、支援を要する対象児に対し、適切な時期に支援を行います。 □今後の方向性 ・今後も、各乳幼児健康診査・おやこ相談・幼児グループ等の場で関係職種と情報共有し、支援を要する対象児に対し、適切な時期に支援を行います。	健康増進課
40	予防接種	■予防接種による疾病予防の啓発普及に努めるとともに、接種率の向上に努めます。 ◎改善策 ・今後も接種率の向上のため、乳幼児健康診査や訪問指導、就学時健診の際に予防接種による疾病予防の啓発普及に努めます。 □今後の方向性 ・今後も事業を継続し、未接種者への個別通知など効果的な接種勧奨に努め、接種率を確保します。	健康増進課
★ 41	養育支援訪問事業・産褥期ヘルパーの情報提供	■産後、育児負担を抱える家庭や家庭のサポートが得られない等、支援を要する家庭に適切なサービスの情報を提供します。 ◎改善策 ・産後の入院についてはH29年10月より、支援の必要な方に対して、産後ケア事業を実施します。妊娠・出産・子育てサポート事業により、妊娠から出産後の支援体制づくりに努めます。（健康増進課） ・引き続き、産後不安を抱える家庭に産褥ヘルパーの紹介を行うとともに、不安を解消できるように相談に応じます。（子ども家庭課） □今後の方向性 ・今後も事業を継続しますが、支援体制の見直しを関係機関と行い、事業の充実を図ります。（健康増進課） ・引き続きホームヘルプサービスを行う事業所の紹介を行います。（子ども家庭課）	健康増進課 子ども家庭課



(2) 食育の推進

【現状と課題】

近年、家族構成やライフスタイルの多様化が進み、私たちの食生活をめぐる環境も変化してきています。健康的な生活を送るためには、乳幼児期から食習慣を身につけ、食に関する正しい知識を得ることが大切です。

今後も食に関する情報や食生活の定着を図る機会を提供していくことが求められています。

- 事業内容
- ◎ 改善策
- 今後の方向性

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
42	食に関する講座 ・体験学習	■生涯にわたる健康の維持・増進のため、適切な食生活の習慣を身につけられるよう、各種の講座や教室の充実を図ります。 ・親と子の食生活共同体体験学習の開催 ・親と子の食セミナーの開催 ・親子クッキング、給食参観 ・健康づくり推進員の活動の支援 □今後の方向性 ・地元で作られる野菜などの食材を活かした食育体験等、地場産業の振興と健康づくりを兼ねた講座の展開に努めます。(公民館) ・今後も事業を継続し、ハローベビー（両親学級）や、親子クッキングを通して、栄養についての知識の普及や、食育の充実を図ります。また、今後も健康づくり推進員の活動を支援していきます。(健康増進課) ・今後も給食参観を通じて、保護者に給食を体験する機会を設けます。(保育課)	公民館 健康増進課 保育課
43	食育指導・情報提供	■保育所、学校など様々な場や機会を通して、子どもが望ましい食習慣を身につけ、心身の健やかな発達ができるよう、食に関する教育を推進します。また、食に関する教育や情報の提供について、保健センター、保育所、学校等関係機関の連携を強化し、総合的な取組を推進します。 ◎改善策 ・特別活動や学年集会等でも食育活動を行っていききたい。また、給食だよりやHPなどを使い、家庭にも情報発信し、家庭との連携も深めていききたい。(学校教育課) □今後の方向性 ・今後も市関係機関と連携し、望ましい食生活が送れるよう事業の推進に努めます。(健康増進課) ・引き続き事業を実施します。(学校教育課) ・地産地消の観点から、地元の野菜を増やし、食育の推進を図ります。(保育課)	健康増進課 学校教育課 保育課

事業名		事業内容	担当課
44	乳幼児の食生活指導	■乳幼児が適切な食習慣を身につけるとともに、むし歯を予防するため、保護者を対象にして、離乳食の進め方や、調理実習、歯磨きの指導などを行います。 ・もぐもぐ教室（離乳食初期） ・カムカムキッズ（離乳食後期） ・むし歯予防教室 ・乳幼児健診の場を通じた情報提供	健康増進課
		◎改善策 ・周知方法として、広報以外に市ホームページに掲載しています。また、乳児家庭全戸訪問及び新生児訪問で日程表を配布しています。	
		□今後の方向性 ・今後も事業を継続し、保護者に対し、分かりやすい指導内容やその実施体制づくりに努めます。	
45	栄養相談・栄養指導	■乳幼児健診や乳幼児相談において、栄養士による相談及び乳幼児の家庭での食事を通じた健康づくりを支援します。	健康増進課
		□今後の方向性 ・今後も事業を継続し、健康的な食習慣を身につけ心身の健やかな発達ができるよう、支援に努めます。（健康増進課） ・アレルギー等の乳幼児に対し、個別相談を行い、適切な給食を提供するなど、事業の継続に努めます。（保育課）	保育課

(3) 思春期保健対策の充実

【現状と課題】

思春期は子どもから大人へと身体的・精神的に成長していく過程です。そのため、精神的な悩みを抱える子どもが多く、子どもに対する相談・支援体制を充実させていくことが求められています。

今後も相談窓口の周知や学校をはじめとした関係機関との連携を強化していくことが重要です。

- 事業内容
- ◎ 改善策
- 今後の方向性

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
46	思春期相談体制の充実	■学童期、思春期における悩みや性の問題について、電話相談の実施など相談体制の充実を図ります。	子ども家庭課
		◎改善策 - 電話相談窓口について今後も広報します。(生涯学習課) - 中学校での性教育の教材化を図る中で、引き続き周知していきます。(学校教育課) - 松戸健康福祉センターの思春期保健相談については、今後もチラシを設置し、必要に応じて案内を行います。また、健康教育の中で、相談窓口のひとつとして保健センターがあることを引き続き周知していきます。(健康増進課)	生涯学習課 指導課 学校教育課
		□今後の方向性 - 引き続き学童期や思春期における悩みの解決に向けての取組みを継続します。(子ども家庭課) 「青少年相談」の充実に努めます。(生涯学習課) - 今後も継続して相談体制の充実に努めます。(指導課) - 今後も事業の継続を図り、思春期の相談活動の充実に努めます。松戸健康福祉センターの思春期相談事業の積極的活用も図ります。(学校教育課) - 今後も相談体制を維持し、松戸健康福祉センターと連携を取り、思春期相談についての情報を提供します。(健康増進課)	健康増進課
47	学校保健と地域保健の連携強化	■学校保健や地域保健等の情報の共有化及び一元化を図る会議を開催します。 - 思春期心と体の健康づくり連絡会議 - 学校保健の研修会	学校教育課
		◎改善策 - 保健師等との連携により、指導の充実をさらに図ります。(学校教育課) ・学校保健主事部会への参加を継続することで、学校保健と地域保健との連携を強化していきます。(健康増進課)	健康増進課
		□今後の方向性 - 今後も生活習慣病のみならず、薬物乱用、喫煙防止、飲酒防止、体の発育に関する指導において、各関係機関との連携をはかり、充実に努めます。(学校教育課) - 今後も事業を継続し、学校が実施する保健活動に積極的に協力し、アンケート結果を踏まえた事業内容の充実を図ります。(健康増進課)	

事業名		事業内容	担当課
48	性と生の教育の充実	■自分を大切に、健康に生きるための学習を、保護者を対象に講座を開催します。	公民館
		□今後の方向性 ・生命の大切さ、性の大切さを訴え、自分の心も身体も、そして他者も大切にする人権意識の啓発などを目標に、学校、家庭との連携に努めます。	

(4) 小児救急医療の充実

【現状と課題】

乳幼児期は急病やケガ・事故などが起こりやすい時期です。安心して子育てをするためには、小児救急医療体制の充実が不可欠です。

ヒアリング調査でも「救急医療の情報がわかりづらい」「休日夜間救急の充実」「近隣市との医療連携」などの声がありました。

今後も小児救急医療について、県や近隣の市町村及び関係機関との連携の下に、積極的に取り組むことが課題となります。

- 事業内容
- ◎ 改善策
- 今後の方向性

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
49	救急医療体制の充実	■関係機関との協議による小児救急を含めた初期医療体制を充実整備していきます。	健康増進課
		◎改善策 ・小児科の充実及び夜間対応時間の延長については、小児医師不足等により、難しい課題ですが、医師会と共有する課題であるため、医師会とともに対応を検討します。	
		□今後の方向性 ・今後も継続して救急患者の受け入れ先の確保に努めます。	



3 子どもが健やかに成長できる教育環境づくり

基本目標 3

子どもが健やかに
成長できる教育
環境づくり

(1) 子どもの人権の 擁護

- 50 子どもの権利条約・児童憲章の
周知・啓発
- 51 指導者の育成
- ★52 相談・カウンセリング

(2) 次代の親の育成

- 53 小・中学生職場体験学習

(3) 教育環境の充実

- 54 保育士研修
- ◎ 3 子育て支援員研修
- ★55 幼児教室に関する研究・研修
- 56 心の教育
- 57 環境教育
- 58 国際社会への対応
- 59 情報化社会への対応
- 60 特別支援教育
- 61 世代間交流
- 62 体験学習の推進
- ◎ 4 絵本のふれあい体験の支援
- 63 文化・芸術活動の支援
- 64 各種スポーツ・レクリエーション
大会・教室
- 65 学童クラブと保育所の交流
- 66 私立幼稚園への支援

(4) 家庭の教育力の 向上

- ★67 家庭教育講座
- 68 子育てサロン

(5) 地域活動の充実

- 69 地域子ども活動の支援
- 70 ボランティアの育成・推進
- 71 少年スポーツ団体の育成
- 72 児童館・児童センターの活用
- 73 学校体育施設の利用

(6) 子どもを取り巻く有 害環境対策の推進

- 74 青少年相談
- 75 街頭補導活動
- 76 有害図書等の調査
- 77 青少年ふれあい運動
- 78 青少年主張大会
- 79 非行防止活動等ネットワーク
づくり
- 80 青少年育成会議への活動支援

(1) 子どもの人権の擁護

【現状と課題】

近年、子どもに対するいじめや虐待が年々増加しています。

全ての子どもの権利が保障され、一人ひとりの子どもが健やかに生まれ育つ街として、児童の権利に関する理念の普及や啓発活動の促進と相談体制の充実が求められています。

- 事業内容
- ◎ 改善策
- 今後の方向性

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
50	子どもの権利条約・児童憲章の周知・啓発	■ 児童の個性と権利を尊重するという考え方を社会に普及、定着させるため、児童の権利に関する理念の普及、啓発に努めます。 ・パンフレットの発行	子ども家庭課
		□ 今後の方向性 ・引き続き、所管の刊行物に記事を掲載し、子どもの権利条約や児童憲章の理念の普及に努めます。(子ども家庭課) ・人権週間等で意識を高めるだけでなく、子どもの権利や人権意識の定着のため今後も周知・啓発に努めます。(指導課) ・児童の個性と権利を尊重するという考え方を普及、定着させるため、今後も周知、啓発に努めます。(障害者支援課)	指導課 障害者支援課
51	指導者の育成	■ 子どもの権利の尊重の理念を定着するため、指導者の研修・研究会を通じて指導者を育成します。	指導課
		□ 今後の方向性 ・人権に関する研修を更に進めるため、また、教職員・保護者等の人権意識の高揚を図るためにも、指導者の育成に積極的に努めます。	
★ 52	相談・カウンセリング	■ 児童・生徒・保護者がいろいろな問題について気軽に相談したり、カウンセリングが受けられるよう、相談事業の充実を図るとともに、関係機関との連携を強化します。 ・スクールカウンセラーの配置 ・家庭児童相談 ・母子・父子家庭相談 ・不登校児童・生徒への学習支援（教育支援センターフレンドステーション） ・いじめホットライン	子ども家庭課
		◎ 改善策 ・支援・相談体制の充実に努めます。(指導課) ・「青少年相談」の充実に努めます。(生涯学習課)	指導課
		□ 今後の方向性 ・引き続き、関係機関と連携を図りながら相談者の不安や悩みの解消に努めます。(子ども家庭課) ・今後も継続して支援・相談体制の充実を図ります。(指導課) ・「青少年相談」の充実に努めます。(生涯学習課)	生涯学習課

(2) 次代の親の育成

【現状と課題】

現在の少子化社会の背景には、女性の就業率の上昇等による晩婚化や、仕事と家庭の両立を支援する社会制度の不備等が考えられます。一方、結婚して家庭を築き、そして子どもを産み育てることに対する価値観が国民の間で共有されていないことも、大きな要因として考えられます。

そのため、子育て中の親はもちろんのこと、これから親となる人たちに子どもを産み育てることの意義を広める必要があります。

また、小・中学生や高校生など将来親となる世代に対して、子どもと触れ合う機会の提供を通じて子育ての大切さなどを教えていく必要があります。

今後も保育所、幼稚園、学校と連携し、次代の親の育成の取組みを継続していきます。

- 事業内容
- ◎ 改善策
- 今後の方向性

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
53	小・中学生職場体験学習	■「職場体験学習」の体験先として、乳幼児と小・中学生がふれあう機会を設けます。 ・地域の保育所等での受け入れ依頼	指導課
		□今後の方向性 ・児童生徒の体験先として、今後も継続して受け入れを依頼していきます。	

(3) 教育環境の充実

【現状と課題】

子どもが自ら学び、考え、主体的に行動するための「生きる力」を高めるためには、確かな学力を育むことはもちろんのこと、子ども一人ひとりの個性と可能性を伸ばす教育の実践や、その教育環境の整備・充実が重要です。

そのためには、学校や子育て関連施設が連携・協力し、子どもたちに様々な体験をする機会を提供することや、保育士や学校の先生の研修を充実させ、子どもが健やかに成長できるための環境づくりが必要です。

新規に、「子育て支援員研修」および「絵本とのふれあい体験の支援」を実施します。

- 事業内容
- ◎ 改善策
- 今後の方向性

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
54	保育士研修	■保育に関する新しい課題に応じた保育内容や保育手法に関する研修や勉強会を実施します。 ◎改善策 ・千葉県等が開催する研修会について各保育所等に情報提供し、参加を呼び掛けます。共通課題について市主催の研修会を開催します。 □今後の方向性 ・研修等を活用し、今後も保育士の質の向上に努めます。	保育課
新 3	子育て支援員研修	■地域で保育や子育ての支援活動に関心を持っている方が、活動するための十分な知識や技術を修得していただくために、研修を実施します。 □今後の方向性 ・地域での担い手を確保するために、今後も研修を実施します。	子ども家庭課
★ 55	幼児教育に関する研究・研修	■幼児教育の目的に応じた適切な指導及び幼児期から心の教育が行われるよう、その研究・研修活動の支援の一層の充実を図ります。 □今後の方向性 ・質の高い幼児教育が望まれているため、幼児教育の目的に応じた適切な指導が行われるよう、その研究・研修活動の支援の一層の充実を図ります。	指導課
56	心の教育	■生命を大切に、他人を思いやる心、美しいものや自然に感動する心を育てる教育の充実を進めます。 □今後の方向性 ・子どもの豊かな心を育む上で道徳の授業はその要として位置付けられ、道徳の教科化され ま す。その中で、教員の授業力の向上は重要課題であり、より充実した研修にしていきます。	指導課
57	環境教育	■市内各校に作られた学校ビオトープ※を作り、社会・理科・総合的な学習の時間などの学習と関連させながら環境教育の充実に努めます。 □今後の方向性 ・身近な自然のビオトープを通して学ぶ環境教育はとても大切です。今後、ビオトープの維持管理について学校間の情報交換に努めます。	指導課

事業名		事業内容	担当課
58	国際社会への対応	■市独自に小学校英語活動指導員・中学校ALTを導入し、国際理解教育の充実を図ります。 □今後の方向性 グローバル化に対応した英語教育を進めるために、流山市独自のプログラムを作成し、平成26年度より全小学校で実施しています。その支援として小学校英語指導員の存在は必要不可欠です。また、外国籍の児童生徒が増加傾向にあります。日本語での日常会話が難しい児童生徒への日本語指導を今後も継続して実施します。	指導課
		■各教室でインターネット等が利用できるよう、校内LANの整備を進めるとともに、ICTを活用した施策の充実に努めます。 □今後の方向性 今後予想されるICTの進展に対応するため、新しい機器の調査研究に努め、更なる環境の充実に努めます。また同時にネットモラルに係わる指導も適切に行います。	
59	情報化社会への対応	■障害のある児童・生徒一人ひとりの個性や能力を伸ばせるよう、交流教育を積極的に進めるとともに、障害の程度に応じた教育環境の充実に努めます。また、各学校に特別支援教室を設置し、個別指導の充実を図るとともに、特別支援学校や福祉施設との交流を拡大します。 ◎改善策 - 関係機関と連携し、障害の程度や本人・保護者の願いに沿った就学相談の充実に努めます。 □今後の方向性 - 障害のある児童生徒一人ひとりの個性や能力を一層伸ばせるよう、交流教育を積極的に進めます。また、市のカウンセラーや関係機関と連携しながら障害の程度や本人・保護者の願いに沿った就学相談を行い、フォローをしっかりと進めます。	指導課
		■子どもたちと高齢者の交流を図るため、保育所での運動会、児童館・児童センターでの伝承遊びなどの各種行事を実施し、また、地区社会福祉協議会等民間活力との連携により、高齢者と子どもたちとの交流の場の拡大を図ります。 □今後の方向性 - 今後も地区社会福祉協議会主催の敬老会や昔遊びの会等を通じた子どもたちと高齢者の交流の場を拡充するよう側面からの支援に努めます。（高齢者生きがい推進課） - 核家族化が進む中、世代間交流及び地域交流を行うことにより、世代間の隔たりをなくし、子育ての良き理解者を増やすことに努めます。（保育課）	
61	世代間交流	■子どもたちと高齢者の交流を図るため、保育所での運動会、児童館・児童センターでの伝承遊びなどの各種行事を実施し、また、地区社会福祉協議会等民間活力との連携により、高齢者と子どもたちとの交流の場の拡大を図ります。 □今後の方向性 - 今後も地区社会福祉協議会主催の敬老会や昔遊びの会等を通じた子どもたちと高齢者の交流の場を拡充するよう側面からの支援に努めます。（高齢者生きがい推進課） - 核家族化が進む中、世代間交流及び地域交流を行うことにより、世代間の隔たりをなくし、子育ての良き理解者を増やすことに努めます。（保育課）	高齢者生きがい推進課
			保育課

事業名		事業内容	担当課
62	体験学習の推進	■福祉や環境問題などについて、実際の体験を通じて学習するため、ボランティア活動や野外活動等を実施します。また、市民参画による企画運営を促進します。 ・博物館子ども教室 ・チャレンジキャンプ ・本物体験学習 ・親子体験講座 ◎改善策 ・博物館だけでなく、市内各施設を利用し、体験活動の場を増やしていきます。(図書・博物館) □今後の方向性 ・今後もできる限り、数多くの体験学習の場を設定し、児童生徒の感性を磨き、情操面を養うことに努めます。(指導課) ・高校や大学、NPO法人など地域の教育資源を活かし、親子で、家族で、達成感が得られるような体験学習の場の創出に努めます。(公民館) ・今後も「見る博物館から参加する博物館」をコンセプトとし、企画展や子ども教室等の学習内容について検討を行い、事業の推進に努めます。(図書・博物館)	指導課 公民館 図書・博物館
新 4	絵本のふれあい体験の支援	■乳幼児や保護者、子育てにかかわる方が、絵本を通してふれあう場をつくることで、これからの子育てに役立つように支援します。 ・おはなし しゅっぱつしんこう！ □今後の方向性 ・子育て関連施設へ乳幼児向けブックセットを順次設置します。また、おすすめ本リストの配付や乳幼児向けおはなし会も実施し、絵本を通してふれあい方の支援に努めます。	図書・博物館
63	文化・芸術活動の支援	■子どもたちの文化・芸術活動を活性化するため、活動成果を発表する場の提供に努めます。また、NPO団体等との協働も含め、幅広い事業展開を図ります。 ・ジュニアコンサート ・人形劇 ・各種講座、大会、鑑賞会 ・青少年自主学習グループ発表会 ◎改善策 ・多くの方が出場できるように、出場者及び出場校が偏らないように調整します。(生涯学習課) ・子どもたちのさまざまな興味を育てられるよう、幅広いジャンルで事業を実施します。(図書・博物館) □今後の方向性 ・地元の文化諸団体の発表の場として、さらに、全国や世界で活躍されているアーティストを招へいし、芸術文化に触れることができる場として、ホールの活性化に努めます。(公民館) ・伝統文化の継承も含め、子どもの文化・芸術活動の機会と場を拡充します。(生涯学習課) ・今後も乳幼児とその保護者や児童を対象とした行事についてのニーズを捉え、内容をより充実させながら継続して子ども教室等の事業を実施します。(図書・博物館)	公民館 生涯学習課 図書・博物館

事業名		事業内容	担当課
64	各種スポーツ・レクリエーション大会・教室	■子どもの健康の維持・増進を図るため、各種の大会や教室を開催します。 ・子ども軽スポーツ行事 ・コミュニティスポーツフェスティバル ・コミュニティスポーツのつどい □今後の方向性 ・子どもの仲間作りや体力増進を図るために、各種スポーツ活動（大会）、レクリエーション活動等の実施に努めます。（子ども家庭課） ・指導者の講習会については、内容を充実させながら継続していきます。（スポーツ振興課）	子ども家庭課 スポーツ振興課
65	学童クラブと保育所の交流	■学童クラブと保育所の交流を活発にし、保育内容を共通理解した上での交流を図ります。 ◎改善策 ・交流の機会を増やし、必要な情報交換に努めます。（教育総務課） □今後の方向性 ・保育所から小学校進学に伴う学童クラブへの円滑な移行を図るため、必要な情報交換を行います。	保育課 教育総務課
66	私立幼稚園への支援	■私立幼稚園との情報共有や市民への園情報の提供などを行い、私立幼稚園を支援し、園との連携を深めます。 ◎改善策 ・近隣市の状況等を把握しながら、私立幼稚園の預かり保育への支援を検討します。（子ども家庭課） ・引き続き、私立幼稚園協会と連携をして、支援をしています。（保育課） □今後の方向性 ・預かり保育に対する支援を検討します。また、児童虐待や子どもに関わる事件、事故等の諸問題に対応するため、私立幼稚園と関係機関との連携を図るための環境整備に努めます。（子ども家庭課） ・今後も引き続き流山私立幼稚園協会との連携を深めていきます。（保育課）	子ども家庭課 保育課



(4) 家庭の教育力の向上

【現状と課題】

家庭教育は、子どもが基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身に付ける上で重要な役割を果たすものです。しかしながら、近年、都市化、核家族化、少子化、地域におけるつながりの希薄化等により、家庭の教育力の低下が指摘されており、社会全体で家庭の教育力を向上させる支援の必要性が高まっています。

今後は、子育てに関する知識や技術を得る機会を積極的に提供するなど、家庭の教育力を充実させていくことが課題といえます。

- 事業内容
- ◎ 改善策
- 今後の方向性

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
★ 67	家庭教育講座	■ 親が子どもの発達段階に応じた家庭教育の方法を身につけられるよう、専門の講師による講座等を開催します。さらに、企画運営への市民の参加を推進します。 ・乳幼児期の家庭教育講座	公民館
		□ 今後の方向性 ・学校、家庭、地域の三者が連携を密にして、子どもが安心して健やかに育つことができるよう、さまざまな角度から家庭教育を考えるための事業展開を推進します。	
68	子育てサロン	■ 乳幼児期の子どもを持つ方の交流の場を提供します。保育ボランティア、地域ボランティア等の協力により展開します。 ・双子や三つ子のための「さくらんぼくらぶ」を実施 ・子育てサロンの実施	公民館
		◎ 改善策 ・これまで以上に周知活動を行って、利用者を増やします。	
		□ 今後の方向性 ・保育ボランティアやおもちゃ修理ボランティアなど、さまざまなボランティア養成講座の開催、人形劇団や音楽家などとのコラボレーションを模索するなど、子育てサロンの充実に努めます。	

(5) 地域活動の充実

【現状と課題】

子育ては家庭の中のみで行うものではなく、地域社会全体で子育て家庭を支えることが大切です。

今後も地域の人々や関係機関等の協力によって、世代間交流の推進及び学校施設の地域開放、スポーツクラブ活動の促進、スポーツ指導者の育成等により、地域の活動を充実させていくことが重要です。

■ 事業内容

◎ 改善策

□ 今後の方向性

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
69	地域子ども活動の支援	■各種団体等の活動を通して、子ども同士や子どもと地域の人々の交流が図れるよう、各種の活動に対し積極的な支援に努めます。 ・めざせ！あそびの達人 ・チャレンジキャンプ ・ゲーム大会 ・ものづくり体験 □今後の方向性 ・引き続き、青少年健全育成団体(青少年育成会議、青少年相談員連絡協議会、子ども会育成連絡協議会、ボーイスカウト・ガールスカウト連絡協議会)が行う活動を支援します。	生涯学習課
70	ボランティアの育成・推進	■地域社会において、児童健全育成の分野で活動するボランティアの養成・育成及び推進を図ります。 ◎改善策 ・多種多様な団体や幅広い世代との交流の場として引き続き、セントラルパークフェスタや市民まつりを開催していきます。(生涯学習課) □今後の方向性 ・「地域子ども活動の支援」の中で対応します。(生涯学習課) ・今後も継続して幅広い世代との交流機会や体験できるイベントの提供に努めます。(コミュニティ課)	生涯学習課 コミュニティ課
71	少年スポーツ団体の育成	■子どものスポーツを通じた体力の向上と仲間作りのため、団体の育成を図ります。 ・少年野球連盟 ・少年サッカー連盟 ・スポーツ少年団 □今後の方向性 ・補助金による活動支援を通して少年スポーツ活動の促進を図ります。	スポーツ振興課
72	児童館・児童センターの活用	■地域社会の中で、インクルージョン※の考え方を取り入れ、異年齢間の遊びや仲間作りのための居場所、遊び場の拠点としての活用に努めます。 □今後の方向性 ・地域における子育て支援の拠点として、仲間作りや事業の充実に努めます。	子ども家庭課
73	学校体育施設の利用	■子どもの地域活動の場として、校庭、体育館等、学校施設の開放を進めていきます。 □今後の方向性 ・今後も事業の拡充に努めます。	スポーツ振興課

(6) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

【現状と課題】

子どもを取り巻く有害環境が深刻化してきており、地域の有害環境への対処を求める声が高まってきています。

今後も子どもたちの心と体の調和の取れた人間形成を図るため、学校や関係機関、ボランティア等の地域住民と連携・協力をしていくことが求められています。

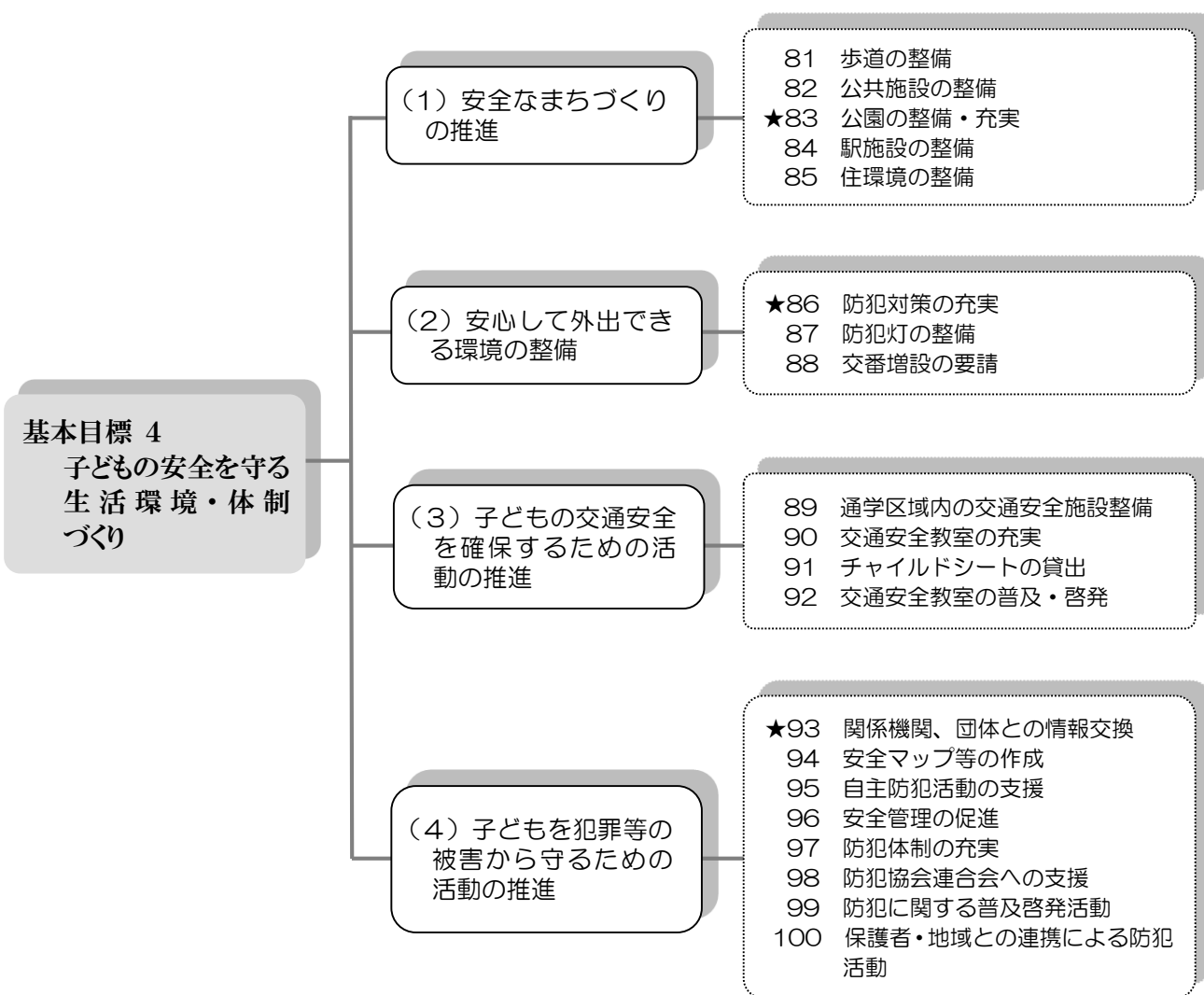
- 事業内容
- ◎ 改善策
- 今後の方向性

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
74	青少年相談	■専門相談員による青少年とその家庭の相談業務を行います。また、関係機関との連携を進めます。	生涯学習課
		◎改善策 ・相談内容の複雑化、深刻化に伴い、関係各機関との連携強化を図ります。	
		□今後の方向性 ・相談者の相談内容が複雑化、深刻化しつつある中で、関係機関との連携を十分にとり、相談者の立場に立って業務を進めます。	
75	街頭補導活動	■街頭補導活動等による問題行動の早期発見及び未然防止に努めます。	生涯学習課
		◎改善策 ・青少年を取り巻く社会環境の複雑化により、見守り活動を多くすることで、地域で子育てをする意識を高めるためにも、引き続き街頭補導活動の充実に努めます。	
		□今後の方向性 ・青少年の取り巻く社会環境が複雑化している中で、地域の見守りを多くすることによって、地域で子ども達を育てる意識を高める為、引き続き街頭補導活動の充実に努めます。	
76	有害図書等の調査	■コンビニエンスストア等の店舗で有害図書等の状況を確認します。その状況に応じて改善依頼を行うとともに、県条例に違反している場合は、関係機関に指導を依頼します。	生涯学習課
		◎改善策 ・青少年を取り巻く社会環境を良くするために多くの市民とともに社会環境浄化活動をさらに充実させます。	
		□今後の方向性 ・青少年の取り巻く社会環境を良くするために、多くの市民とともに社会環境浄化活動を更に充実させます。	
77	青少年ふれあい運動	■地域において、関係機関と連携を図り、青少年の健全育成と非行防止のため、広報・啓発、協力要請、情報収集、集会等の活動を通して、青少年社会環境浄化に取り組みます。	生涯学習課
		◎改善策 ・青少年ふれあい運動をさらに充実させます。	
		□今後の方向性 ・青少年ふれあい運動を更に充実させます。	

事業名		事業内容	担当課
78	青少年主張大会	■青少年が日頃考えている抱負や意見、発表等を市民に訴えることで、理解と関心を深めます。	生涯学習課
		◎改善策 ・一般の来場者の動員を増やすため、PR等を工夫します。	
		□今後の方向性 ・一般市民の参加を増やし、青少年に対する理解を深める機会を作ります。	
79	非行防止活動等ネットワークづくり	■学校警察連絡協議会において、小、中、高及び関係機関との連携、情報交換を行います。	生涯学習課
		◎改善策 ・学校警察連絡協議会を活用し、非行防止のための情報交換を行い、非行防止等のネットワークづくりを更に進めます。	
		□今後の方向性 ・学校警察連絡協議会を活用し、非行防止のための情報交換を行い、非行防止等のネットワークづくりを更に進めます。	
80	青少年育成会議への活動支援	■青少年育成会議による様々な活動の支援に努めます。 ・青少年健全育成推進大会 ・体験教室	生涯学習課
		□今後の方向性 ・引き続き、青少年への理解と健全育成の機運を高めるため、青少年育成会議の活動を支援します。	

4 子どもの安全を守る生活環境・体制づくり



(1) 安全なまちづくりの推進

【現状と課題】

道路や公園等の公共施設については、これまでも子どもや高齢者にやさしい環境整備を進めているところですが、一層の整備を求める声があがっています。

今後も、子どもとその家族が安心して生活できるよう、バリアフリーやユニバーサルデザインの視点に立って、市内の生活環境を見直していく必要があります。

■ 事業内容

◎ 改善策

□ 今後の方向性

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
81	歩道の整備	■歩行者の安全性向上のため、現在行っている新設・改良工事において歩道整備等を行います。 ・バリアフリー歩行空間ネットワーク整備事業	道 路 建設課
		◎改善策 ・工事該当箇所以外の通学路については通学路合同点検で対応していきます。	
		□今後の方向性 ・歩道付きの市道は、限定されるため各事業年度において工事該当箇所があれば適切に対応していきます。	
82	公共施設の整備	■既存の公共施設については、子どもをはじめすべての市民が安全で利用しやすいよう整備に努めます。また、新たに公共施設を建設する際には、ユニバーサルデザインの観点から建設を推進します。	関 係 各 課
		□今後の方向性 ・今後も全ての市民にとって安全で安心な施設整備に努めます。	
★ 83	公園の整備・充実	■子どもが遊びを通して、健やかに成長できるよう、防犯面にも配慮した公園等の遊び場の整備・充実を図ります。	みどりの 課
		◎改善策 ・引き続き公園施設の適切な管理に努め公園施設の整備・充実を図ります。	
		□今後の方向性 ・市民が安全で快適に施設を利用できるように公園・緑地、街路樹、市民の森等の草刈り、清掃、樹木の剪定及び遊具の安全点検等を実施すると共に施設の更新を行い公園施設の整備・充実を図ります。	
84	駅施設の整備	■鉄道事業者と連携して、駅施設の利便性の向上を推進します。	都 市 計画課
		◎改善策 ・今後は、鉄道事業者からの事前協議に基づき、補助金交付手続き等を進めていきます。	
		□今後の方向性 ・駅施設について、利用者の移動円滑化を検討します。	

事業名		事業内容	担当課
85	住環境の整備	■良好な住環境の維持、形成を図るため、地区計画や建築協定など、住民主体によるまちづくりを推進します。	都 市 計 画 課
		◎改善策 ・引き続き、周知活動を行い、派遣回数の増加に努めます。 （都市計画課） ・引き続き、建築協定の認定に向けた協議を行っていきます。 （建築住宅課）	建 築 住 宅 課
		□今後の方向性 ・引き続き「まちづくり相談員制度」を活用しながら、良質で魅力的なまちづくりを推進します。（都市計画課） ・引き続き、建築協定の締結に向けて協議を行っていきます。 （建築住宅課）	

（２）安心して外出できる環境の整備

【現状と課題】

近年、子どもを狙った犯罪が多発し、犯罪等の防止という観点に立って道路、公園等の公共施設を整備する必要性が高まっています。

子どもが安心して外出できるようなまちづくりを進めるため、犯罪等の防止に配慮した環境づくりを進めていくことが重要です。

- 事業内容
- ◎ 改善策
- 今後の方向性

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
★ 86	防犯対策の充実	■犯罪等の防犯対策及び防犯の広報啓発に努めます。	コミュ ニティ 課
		◎改善策 ・地域の自主防犯団体や防犯指導員を対象とした防犯講話等を開催し、防犯情報の共有を図り、地域防犯力の推進に努めます。	
		□今後の方向性 ・今後も警察や関係機関と連携し、犯罪抑止に努めるとともに、安心メール※を活用して犯罪情報の発信を行い、被害の未然防止に努めます。	
87	防犯灯の整備	■防犯灯を整備し、夜間における通行者の安全確保に努めます。	コミュ ニティ 課
		◎改善策 ・今後も地域自治会と相談をしながら防犯灯の整備を行っていきます。	
		□今後の方向性 ・防犯灯の整備は、地域自治会からの要望に基づき、市が行います。	
88	交番増設の要請	■交番の増設を関係機関に要請します。	コミュ ニティ 課
		◎改善策 ・今後も地域自治会と相談をしながら防犯灯の整備を行っていきます。	
		□今後の方向性 ・交番の増設については、必要に応じて要請を行います。	

(3) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

【現状と課題】

交通環境の変化をはじめ、交通マナーの低下やルール違反などにより、交通事故は後を絶たず、交通弱者である多くの子どもが犠牲になっています。

子どもを交通事故から守るためには、家庭、学校、地域、警察等関係機関・団体の連携・協力の下、子ども一人ひとりが交通ルールを知り、守るための交通安全教育に力を入れるなど、交通安全意識の高揚や交通マナー、モラルの向上に努める必要があります。

子どもを交通事故から守るため、警察、保育所、幼稚園、学校、児童館・児童センター、関係民間団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進することが課題です。

- 事業内容
- ◎ 改善策
- 今後の方向性

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
89	通学区域内の交通安全施設整備	■通学路における危険箇所の改善や安全施設の設置等、交通安全対策に努めます。	道 路 管理課
		◎改善策 ・学校、警察、PTA、流山市の協力体制を強化します。	学 校 教育課
		□今後の方向性 ・通学路の緊急合同点検の実施した結果に基づき通学路の危険箇所について安全対策を毎年実施しています。今後は、平成26年度に策定した「流山市通学路交通安全対策プログラム」に基づき関係機関との連携をさらに図り、交通安全対策に努めていきます。(道路管理課) ・平成25年に国からの「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について」の依頼通知を踏まえて、「流山市通学路交通安全対策プログラム」を策定し、平成26年度からプログラムに則り、合同点検の実施、対策案の作成、対策案を講ずるよう関係機関へ要請し、通学路の安全対策に取り組みます。(学校教育課)	
90	交通安全教室の充実	■幼稚園・保育所、小学校等において交通安全教室を開催し、交通事故防止に努めます。	道 路 管理課
		◎改善策 ・交通安全教室を知らない園に対して、広報やホームページなどで周知を図ります。	
		□今後の方向性 ・引き続き保育所・幼稚園等からの交通安全教室開催要望に基づき、流山警察署等の関係機関と連携し交通安全教室を開催し事故防止に努めていきます。	
91	チャイルドシートの貸出	■チャイルドシート・ジュニアシートを無料貸出し、車両乗車中の交通事故による被害の軽減に寄与します。	道 路 管理課
		◎改善策 ・老朽化したチャイルドシートの更新を行います。	
		□今後の方向性 ・引き続き利用者に対し、貸出しの利便性の向上に努めるとともに、乳幼児等の安全の確保に努めます。	

事業名		事業内容	担当課
92	交通安全教室の普及・啓発	■市内小中学校を対象として、交通安全ポスター募集事業を展開することにより、交通安全意識の向上を図ります。また、新1年生を対象に、ランドセルカバーを配布する等、普及・啓発に努めます。	道路管理課
		◎改善策 ・引き続き、ランドセルカバーの配布等を行い、交通安全対策に努めます。	
		□今後の方向性 ・年4回開催されている交通安全運動期間における啓発活動の更なる充実を図ると共に、引き続き新1年生を対象としたランドセルカバーの配布等を行い普及・啓発に努めていきます。	

(4) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

【現状と課題】

近年、社会環境や市民のライフスタイル、価値観等が変化し、これまで地域社会が持っていた犯罪抑止機能が低下しているといわれています。

特に、子どもが被害者となる犯罪については、不審者による殺傷、連れ去り、痴漢など、全国的に事件が発生し、大きな社会問題となっています。

市民の間でも、市民一人ひとりが安全で安心な生活を送れる都市環境を求める声が高くなっています。

子どもの防犯意識を高め、対処法を身につけるとともに、地域の人々と、警察、行政、事業者等が一体となって、子どもの安全に取り組んでいくことが課題です。

■ 事業内容

◎ 改善策

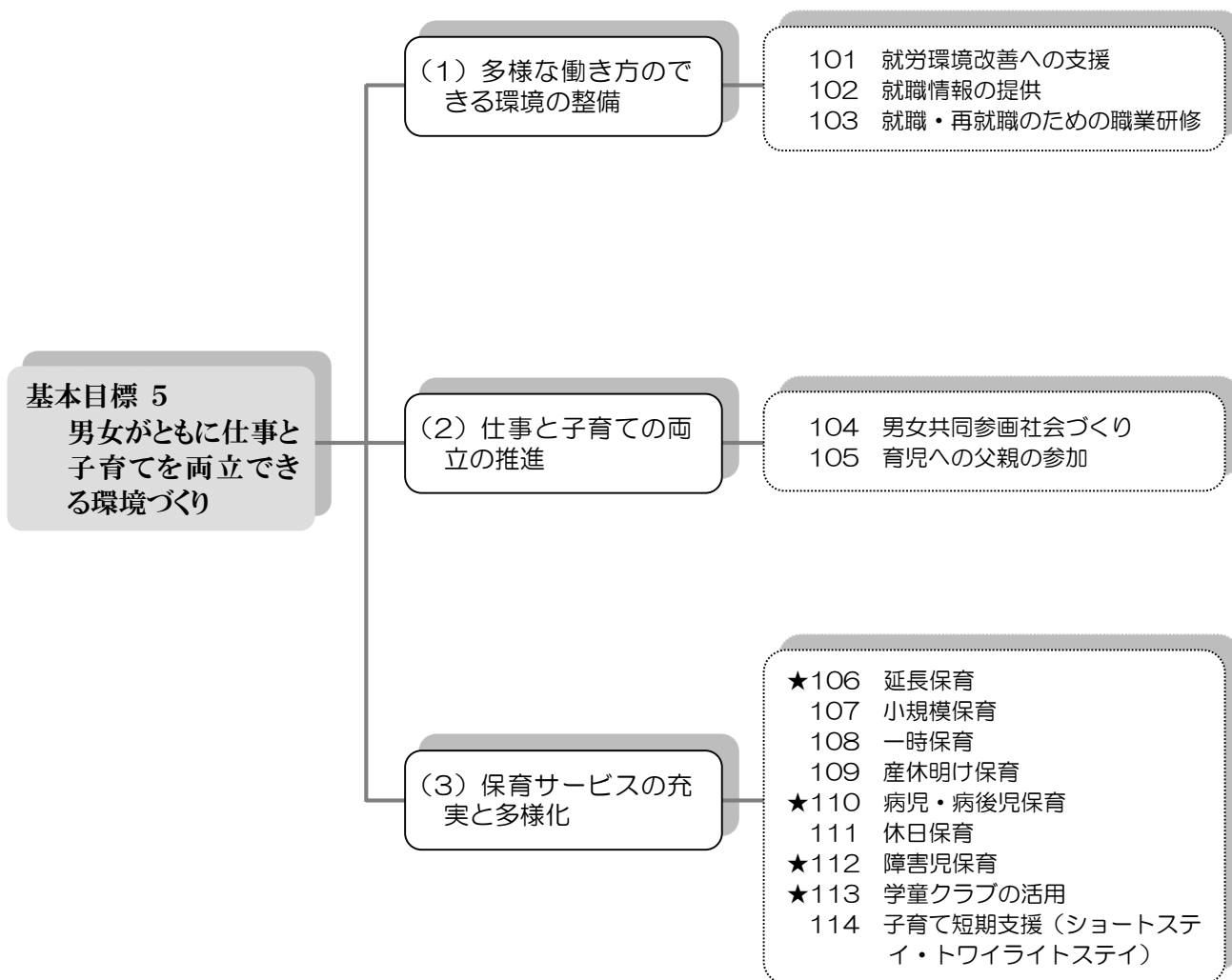
□ 今後の方向性

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
★ 93	関係機関、団体との情報交換	■子どもたちが事故や犯罪に遭わないまちづくりを推進するため、防犯灯の設置、「防犯協力の家」制度の充実を図るなど、警察、学校、自治会等関係機関・団体と連携し、地域ぐるみによる地域安全活動の充実に努めます。 ・通学路防犯灯の設置	コミュニティ課 保育課
		◎改善策 ・今後も不審者や爆破予告等の情報について、各関係機関と連携を図り、速やかに対応し児童の安全の確保に努めます。(保育課)	
		□今後の方向性 ・今後も市内防犯パトロール活動を推進し、児童生徒の登下校中の安全確保に努めます。(コミュニティ課) ・子どもの安心安全の確保を図るため、引き続き警察等の関係機関との連携を強めていきます。(保育課)	
94	安全マップ等の作成	■安全マップや通学路マップ等を作成し、子どもが安心・安全に生活できるよう情報提供を図ります。	指導課
		・安全マップ、通学路マップを作成し、事故や犯罪抑止に努めます。	

事業名		事業内容	担当課
95	自主防犯活動の支援	■各自治会等で実施する防犯活動や地域に設立された自主防犯パトロール隊の活動を支援します。	コミュニティ課
		◎改善策 ・引き続き、地域の自主防犯パトロール活動を支援し、子どもたちの安全確保に努めます。	
		□今後の方向性 ・今後も自主防犯パトロール隊への防犯啓発用品の貸与などの支援を行い、自主防犯活動の推進を図ります。	
96	安全管理の促進	■学校、保育所、幼稚園の安全管理を図るため、啓発活動を推進します。 ・不審者対応マニュアルの作成 ・不審者を想定した子ども対象の避難訓練 ・保護者への文書等による啓発活動 ・安心メールの発信 ・事件・事故発生ファイル情報の提供	コミュニティ課 指導課 保育課
		◎改善策 ・今後も不審者や爆破予告等の対応について、各関係機関と連携を図り、速やかに情報を発信し、児童の安全の確保に努めます。また、ミーティング等を活用し、保育所内で情報・対応について共有を図ります。（保育課）	
		□今後の方向性 ・今後も警察や関係機関と連携し、犯罪発生情報などを自治会等へ提供して事業の継続を図り、犯罪抑止に努めます。（コミュニティ課） ・様々な災害、事故、犯罪に対して児童生徒の安全を確保していくために、今後も継続した取組を実施します。（指導課） ・子どもの安全管理を促進するために、職場内研修を定期的に行い、職員と保護者・関係機関との情報共有に努めます。（保育課）	
97	防犯体制の充実	■流山警察署をはじめとする関係団体・機関と連携し、暴力排除・防犯活動を推進します。	コミュニティ課
		□今後の方向性 ・今後も警察や関係機関と連携し、暴力団排除・防犯活動を推進します。	
98	防犯協会連合会への支援	■市内の各種防犯団体等で組織された流山市防犯協会連合会へ負担金を支出し、防犯に関する活動を支援します。	コミュニティ課
		□今後の方向性 ・今後も防犯協会連合会への支援事業の継続を図り、犯罪抑止と市民の防犯意識の向上に努めます。	
99	防犯に関する普及啓発活動	■安心メール等を活用し、防犯の啓発を行います。	コミュニティ課
		□今後の方向性 ・今後も市内の犯罪発生情報を安心メールやホームページ等で公表するなど、防犯意識向上と被害の未然防止を図るために啓発活動を行います。	
100	保護者・地域との連携による防犯活動	■保護者や地域の市民、学校、警察などが連携し、「子ども110番」の設置や「学校付近のパトロール活動」を行うなど、防犯活動を推進します。	指導課
		◎改善策 ・今後も保護者や地域と連携し、防犯活動の更なる充実を推進します。	
		□今後の方向性 ・今後も地域と学校との連携を図り、より安全な環境作りに努めます。	

5 男女がともに仕事と子育てを両立できる環境づくり



(1) 多様な働き方のできる環境の整備

【現状と課題】

仕事と子育ての両立のためには、企業の育児に対する理解と協力、さらにそれを可能にする子育てにやさしい就業環境の実現が重要です。

就業環境の多様化のために企業の意識改革を図るとともに、子育て中の親への就労支援を行い、多様な働き方が保障された社会を築くことが課題といえます。

- 事業内容
- ◎ 改善策
- 今後の方向性

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
101	就労環境改善への支援	■就労環境の改善を図るため、雇用機会の拡大、労働条件の向上、育児休業制度の普及などについて、啓発活動を行います。	商工振興課
		□今後の方向性 ・育児休業制度の適正取得や普及等について、広報紙、市ホームページ等を活用して広く啓発活動を行います。	
102	就職情報の提供	■女性の就労を支援するため、公共職業安定所及び関係機関と連携を図っていきます。	商工振興課
		□今後の方向性 ・引き続き、地域職業相談室（愛称＝ジョブサポート流山）の利用促進を図り、求人情報の提供に努めます。	
103	就職・再就職のための職業研修	■就職、再就職を希望する女性を対象として、年齢層に即した講座を開催します。 ・就労支援講座(若年齢者対象・中高年齢者対象・子育てお母さん対象)	商工振興課
		◎改善策 ・引き続き、情報提供に努めるとともに働き方改革による内容を収集し情報提供に努めます。（商工振興課） ・パソコン講座の申込者が減少しているため、講座内容の変更等を実施団体等協議し、改善します。（公民館）	公民館
		□今後の方向性 ・子育て中および子育てを終えた女性を対象とした保育付き再就職支援セミナーをはじめとする各種セミナーの開催や就労まで継続指導を行う個別相談を通し支援に努めます。（商工課） ・今後も再就職のためのＩＴ関係講座の実施や、他課で実施する就職応援セミナーへの場の提供および一時保育の受け入れ等に努めていきます。（公民館） ・今後も継続して、出産や育児で職場を離れた女性を対象に再就職に役立つ講座や情報提供を行います。（企画政策課）	企画政策課

(2) 仕事と子育ての両立の推進

【現状と課題】

女性の社会参加が進む中、家事や育児に対する男性の関心が徐々に高まってきていますが、共働きの家庭でも、依然として家事や育児の役割の多くを女性が担っています。

男性を含めたすべての人が仕事と子育てのバランスがとれた多様な働き方ができ、育児休業や子どもの看護休暇の取得等の促進など、子育てしながら就業することができるよう、企業による子育て支援の取組の促進とともに、男性が育児の知識や技術を身につけられるような機会を提供し、男性の子育てへの参加を進めていくことが課題といえます。

■ 事業内容

◎ 改善策

□ 今後の方向性

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
104	男女共同参画社会づくり	■男女がともに社会のあらゆる分野に参画できる男女共同参画社会の実現のため、流山市男女共同参画プランに基づき、施策の展開を図ります。 ・男女共同参画社会づくり講座 ・子育て支援者講座 ・情報紙やホームページによる啓発 □今後の方向性 ・引き続き、男女が共に社会のあらゆる分野に参画できる男女共同参画社会の実現に向けて、流山市第3次男女共同参画プランに基づき、事業を実施していきます。	企画政策課
105	育児への父親の参加	■父親が育児の知識や技術を身につける機会を提供するため、各種教室、講座を開催します。また、父親の参加しやすい環境づくりに努めます。 ・父親教室 ・各種行事への父親参加の誘い ◎改善策 ・冬に開催したところ、お子さんの体調不良で欠席が多かったことから、開催時期について今後検討したい。（企画政策課） ・父親も興味を持つような講座内容と参加しやすい開催日を工夫します。（公民館） □今後の方向性 ・今後も情報提供やイベントの開催に努めます。（子ども家庭課） ・男性が育児等に参画するための意識啓発やワーク・ライフバランスの推進に努めます。（企画政策課） ・父親の育児参加、祖父母の育児参加、地域の子育て力のアップなどを考慮し、講座の企画充実に努めます。（公民館）	子ども家庭課 企画政策課 公民館

(3) 保育サービスの充実と多様化

【現状と課題】

核家族化の進展や就労女性の増加により、保育ニーズが増加しています。

また、働く人の勤務形態や勤務時間帯の多様化にともない、子育て家庭の事情に応じた多様な保育形態が求められています。

ニーズ調査では、「病児・病後児保育」や「延長保育」「一時保育」等の利用希望が高く、保育サービスに対するニーズは多岐にわたっています。

今後は市民のニーズに応じた多様な保育サービスの提供体制を一層整備していくことが求められています。

- 事業内容
- ◎ 改善策
- 今後の方向性

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
★ 106	延長保育	■就労形態の多様化や、通勤時間の長時間化に対応できるよう、保育時間の延長及び延長保育実施園の拡大を図ります。	保育課
		◎改善策 ・引き続き、新設の保育所については、延長保育の実施を推進します。	
		□今後の方向性 ・新設の保育園についても延長保育の実施を推進します。	
107	小規模保育	■入所希望の増加している低年齢児に対応するため、19人以下を定員とする小規模保育を推進します。	子ども家庭課 保育課
		◎改善策 ・小規模保育事業所について公募で事業者を募り、必要な数を整備し、待機児童解消に努めます。	
		□今後の方向性 ・0歳から2歳までの保育需要の状況を踏まえ、保育所整備とともに整備を検討します。(子ども家庭課・保育課)	
108	一時保育	■保護者の病気等により、一時的に保育が必要な場合に対応できるよう、一時保育の充実を図ります。	保育課
		◎改善策 ・一時保育についてはニーズが高いため、実施園が増えるよう働きかけを行います。	
		□今後の方向性 ・利用者が増加していることから、新設保育園にも設置協力を依頼していきます。	
109	産休明け保育	■女性の就労の促進を図るため、産休明け保育の充実に努めます。	保育課
		□今後の方向性 ・今後も園に受け入れの協力を依頼します。	
★ 110	病児・病後児保育	■病氣中及び病氣回復期の乳幼児を一時的に預かる事業を推進します。	保育課
		◎改善策 ・ニーズの高い病児保育を設置していきます。	
		□今後の方向性 ・利用実績等をみながら、病児保育事業の実施数や実施箇所について検討します。	

事業名		事業内容	担当課
111	休日保育	■女性の就労形態の多様化による様々な保育ニーズに対応するため、夜間保育や休日保育を実施します。 ◎改善策 - 現状利用希望者がほとんどいないこと、保育士不足の状況から、新たに休日保育を実施するのは難しいと考えますが、市内保育園に働きかけを行います。 □今後の方向性 - 新設保育園かつ、駅近辺の保育園に対して、実施の検討を依頼し、就労形態の多様化やDEWKS世代の転入増への対応を検討します。	保育課
★ 112	障害児保育	■保育所を利用する園児がお互いの理解を深め協力しながらともに育っていけるよう、統合保育や児童発達支援センターにおける保育所等訪問支援事業の推進に努めます。 ◎改善策 - 引き続き、中野久木保育所では統合保育を実施するとともに、ニーズを見極め、拡大を検討していきます。(保育課) □今後の方向性 - 待機児童解消後、統合保育の拡大について、実施箇所を含めて検討していきます。(保育課) - 今後も園児に対する支援を継続します。(児童発達支援センター)	保育課 児童発達支援センター
★ 113	学童クラブの活用	■放課後に家庭で保育ができない児童の受け入れ及びインクルージョンの観点から、障害児の受け入れを支援します。 - 指導者養成研修 ◎改善策 - 新たな施設の整備や学校教室を活用することで、受け入れ体制の拡充を図ります。 □今後の方向性 - 児童の受け入れ体制を拡充するとともに、指導員の研修会への参加支援を継続します。	教育総務課
114	子育て短期支援（ショートステイ・トワイライトステイ）	■保護者が疾病や出産等により家庭での養育が困難となった場合に、児童を一時的に市が指定する施設で預かります。 ◎改善策 - 子育て世代の増加に伴い、疾病や出産等により家庭での養育が困難となる方々も増える可能性があるため、情報提供を積極的に行い、保護者の不安の解消を図ります。 □今後の方向性 - 現状の体制を維持し、事業を継続します。	子ども家庭課

6 保護が必要な子どもへの支援体制づくり

基本目標 6 保護が必要な子どもへの支援体制づくり

(1) 児童虐待防止対策の充実

- ◎ 5 子ども家庭支援拠点
- 115 児童虐待防止の啓発
- 116 虐待予防と早期発見
- ★117 虐待に関する相談の充実
- ★118 児童虐待防止のための連携強化

(2) ひとり親家庭への支援の充実

- ★119 ひとり親家庭相談
- 120 母子家庭等就労促進費用の助成

(3) 障害のある子ども のいる家庭への支援 の充実

- 121 相談体制の充実
- 122 就学相談・指導
- ★123 療育指導・機能訓練
- 124 在宅介護サービス
- 125 特別支援教育推進

(1) 児童虐待防止対策の充実

【現状と課題】

児童虐待防止法の制定やその後の改正をはじめ、児童虐待に対して様々な対策が講じられてきましたが、児童相談所で認知した虐待件数は毎年、過去最悪を更新しています。

児童虐待を防止するためには、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアまでの総合的な支援体制を確立するとともに、福祉のみならず、医療、保健、教育、警察等の関係機関との連携を強化していくことが重要です。

新規に、「子ども家庭支援拠点」の体制を整えていきます。

- 事業内容
- ◎ 改善策
- 今後の方向性

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
新5	子ども家庭支援拠点	■子ども家庭支援するための支援拠点の体制づくりを整えていきます。 □今後の方向性 ・関係機関と連携を強化し、児童虐待への対応の強化を図ります。	子ども家庭課
115	児童虐待防止の啓発	■児童虐待の早期発見や未然防止を図るため、関係機関の連携を強化し、啓発活動に努めます。 ・パンフレットの配布 ・ホームページ・広報紙等の活用 ◎改善策 ・引き続き、定例で開催される要保護児童対策地域協議会実務者会議にて各関係機関と情報交換、連携を図ります。さらに、児童虐待により、緊急で保育が必要な児童について、関係機関とケース検討会議を行い、情報の共有及び適切な保育の提供に努めます。(保育課) □今後の方向性 ・引き続き、訪問及び広報紙等による啓発活動を行います。(子ども家庭課) ・今後も、学校を通した保護者への啓発と、県主催の研修会を周知するなど教職員への啓発も引き続き行います。(指導課) ・今後も、保育所と関係機関における連携強化に努めます。(保育課)	子ども家庭課 指導課 保育課

事業名		事業内容	担当課
116	虐待予防と早期発見	■健康相談、健康診査、訪問指導等あらゆる機会における児童虐待の予防と早期発見に努めます。また、必要な児童に対して調査を実施し、緊急の場合、児童相談所に通告を行います。さらに、育児ストレスや産後うつなどにより、子育てに不安を抱える家庭や虐待の恐れのある家庭に対して、保健師等の家庭訪問や、ヘルパーの派遣により、育児負担の軽減や諸問題の解決を図ります。 ・緊急一時保護の要請 ・育児支援家庭訪問 ◎改善策 ・引き続き、児童虐待の予防と早期発見のために、訪問・調査を行います。（子ども家庭課） ・引き続き、定例で開催される要保護児童対策地域協議会実務者会議にて各関係機関と情報交換、連携を図ります。さらに、児童虐待により、緊急で保育が必要な児童について、関係機関とケース検討会議を行い、情報の共有及び適切な保育の提供に努めます。（保育課） □今後の方向性 ・引き続き現状を維持し、事業を継続します。（子ども家庭課） ・今後も事業を継続し、児童虐待の予防と早期発見に努め、関係機関との連携及び支援体制の強化を図ります。（健康増進課） ・保育所と関係機関が連携し、指導・助言を行うなど、今後も未然防止に努めます。（保育課）	子ども家庭課 健康増進課 保育課
★ 117	虐待に関する相談の充実	■家庭児童相談員及びケースワーカーによる児童虐待に関する相談や指導を行い、緊急避難体制づくりや啓発事業を推進します。 ・各種相談 □今後の方向性 ・引き続き相談員のスキルアップを図り、相談事業を継続します。（子ども家庭課） ・今後も継続して相談体制の充実に努めます。（指導課） ・「青少年相談」の中で対応します。（生涯学習課）	子ども家庭課 指導課 生涯学習課

事業名		事業内容	担当課
★ 118	児童虐待防止のための連携強化	■児童虐待に対応するため、要保護児童対策地域協議会を中心として、民生児童委員、主任児童委員などの地域住民や医療機関、また児童相談所、警察等の行政機関との連携の強化を図ります。	子ども家庭課 指導課
		◎改善策 ・引き続き、要保護児童対策地域協議会実務者会議にて関係機関と情報交換、連携を図り、児童虐待により、緊急で保育が必要な児童について、関係機関とケース検討会議を行い、情報の共有及び適切な保育の提供に努めます。(保育課)	障害者支援課 児童発達支援センター
		□今後の方向性 ・引き続き現状を維持し、事業を継続します。(子ども家庭課) ・今後も関係機関との情報共有を図り、より効果的な対応ができるよう努めます。(指導課) ・関係機関との連携強化、啓発活動の推進などに今後も努めます。(障害者支援課) ・今後も関係機関との情報共有を図り、より効果的な対応ができるよう努めます。(児童発達支援センター) ・今後も事業を継続し、さらなる関係機関との連携及び支援体制の強化を図ります。(健康増進課) ・今後も公立保育所所長会議や民間保育所協議会を活用して情報を共有し、各関係機関における連携強化に努めます。(保育課)	健康増進課 保育課

(2) ひとり親家庭への支援の充実

【現状と課題】

ひとり親家庭は、厳しい労働条件の中で働く親が多いため、経済的にも恵まれないケースが少なくありません。また、家事や子育ての役割を一人で担っているため、様々な不安や悩みを抱えています。

今後は、ひとり親家庭の親と子どもが安心して生活していけるよう、子育てや生活支援、就業支援、経済的支援や相談体制を充実していくことが課題です。

■ 事業内容

◎ 改善策

□ 今後の方向性

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
★ 119	ひとり親家庭相談	■ひとり親家庭の悩みを解決するため、母子・父子自立支援員等による相談を実施します。	子ども家庭課
		□今後の方向性 ・引き続き事業を実施し、ひとり親家庭における様々な悩みの解消に努めます。	
120	母子家庭等就労促進費用の助成	■母子家庭及び父子家庭の自立のために、就職に役立つ技術や資格取得のための一定の講座受講料の一部を助成するとともに、1年以上資格取得のための養成機関に在籍する場合に、3年間を限度として毎月一定額の給付金を支給します。	子ども家庭課
		□今後の方向性 ・母子家庭や父子家庭の自立支援及び就労促進のため、引き続き実施します。	

(3) 障害のある子どものいる家庭への支援の充実

【現状と課題】

障害や発達に遅れのある子どもを育てている家庭では様々な問題に直面し、重い負担を背負っているケースも少なくありません。

全ての子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心した生活を送れるようにするために、乳幼児期から成人に達するまでの、一人ひとりの多様なニーズに応じた支援体制や相談体制の充実が求められています。

- 事業内容
- ◎ 改善策
- 今後の方向性

【具体的事業】

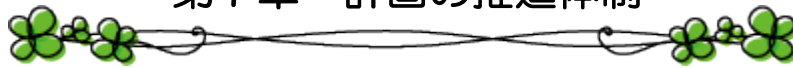
事業名		事業内容	担当課
121	相談体制の充実	■障害を持つ児童の家族からの各種相談について、関係機関と連携を図りながら相談体制の充実に努めます。また、障害児相談支援事業を実施し、障害児のサービス等利用計画を作成していきます。 □今後の方向性 ・各分野の専門家による相談を今後も継続します。	障害者支援課
122	就学相談・指導	■障害のある児童の一人ひとりの個性や能力が最大限伸ばせるよう、障害の程度・種類などに応じた就学相談・指導の充実に努めます。 ◎改善策 ・教職員の専門性が一層高まる研修会を実施します。 □今後の方向性 ・インクルーシブ教育システムの構築に向けて、児童生徒、保護者、学校の一層の連携と支援を図ります。	指導課
★ 123	療育指導・機能訓練	■障害のある児童の自立のため、医療型発達支援及び放課後等デイサービスなどの児童発達支援事業により療育指導・機能訓練を行い、子どもの発達を支援します。 □今後の方向性 ・児童発達支援センターでの集団指導・親指導、肢体不自由児に対する理学療法訓練など、引き続き、今後も事業を継続します。	児童発達支援センター
124	在宅介護サービス	■障害児を抱えている母親の疾病等在宅介護が必要であると判断された場合は、ホームヘルパーの利用により支援します。 □今後の方向性 ・日常生活を営むのに支障のある、重度の障害児を抱えている家庭を支援します。方法としては、障害者総合支援法によるサービスとして、日中一時支援や短期入所やホームヘルパーの利用、在宅障害者一時介護料の助成の利用を推進します。	障害者支援課
125	特別支援教育推進	■学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等、教育及び教育支援を行うことが必要な児童生徒を支援するために、特別支援教育推進研修会を実施するとともに、「特別支援教室」を各学校に開設し、安心して学校に通学できるよう環境の充実に努めます。 □今後の方向性 ・研修会の内容をさらに充実させ、すべての教職員の特別支援教育への意識向上を図っていきます。	指導課

第7章



計画の推進体制

第7章 計画の推進体制



1 計画の推進

子ども・子育て支援制度における教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の整備及び、次世代育成支援行動計画（後期計画）を継承する施策事業は、福祉、保健、医療、教育、商工労働、まちづくりなど広範囲にわたり、それぞれが連携をとりながら基本理念に沿った事業を展開することが必要です。

計画の着実な実行を促し、その目標を達成するため、庁内の連携を図るものとします。

また、地域やNPO、企業と連携を図りながら計画を推進していきます。

2 計画の進行管理

5年という短期間に実効ある計画の推進を図るため、アウトカム評価の実施や庁内推進体制の整備のほか、PDCAサイクルにより進行管理を行うこととし、計画の進捗状況を定期的に「流山市子ども・子育て会議」に報告し、チェックを受けるものとします。

また、社会経済情勢の変化に対応して、計画期間中であっても必要な見直しを行うものとします。

3 計画の進行状況の公表

計画の進行状況を、毎年ホームページ等で市民にわかりやすく公表します。

4 国・県への要望

子ども・子育て支援は、国、県、市が一丸となって取り組むべき課題であり、直接、市民のニーズ・評価を把握できる立場の市として、以下の施策の拡充を積極的に国、県に要望します。

- 1 教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業に対する財政措置の拡充
- 2 子ども医療費助成、各種手当支給に対する経済的支援
- 3 ひとり親家庭に対する支援
- 4 児童虐待等、保護が必要な子どもへの支援

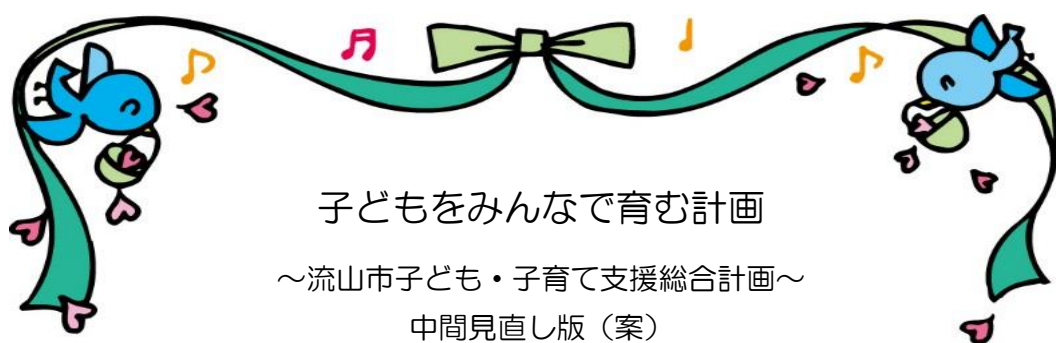
資料編



資料編

- 1 計画策定の経過
- 2 流山市子ども・子育て会議委員
- 3 流山市子育てにやさしいまちづくり条例
- 4 アウトカム調査結果





子どもをみんなで育む計画

～流山市子ども・子育て支援総合計画～
中間見直し版（案）

発行日 平成30年3月

発行者 流山市役所子ども家庭部子ども家庭課

住 所 〒270-0192 千葉県流山市平和台1丁目1番地の1

TEL 04-7150-6082 FAX 04-7158-6696



